

鹿児島県第6期障害福祉計画



目 次

第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画の趣旨及び目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の基本理念	1
第4節 計画の期間	2
第5節 圏域の設定	3
第2章 計画期間中において重点的に取り組む施策	4
第3章 第5期計画の実績	30
第4章 目標値、サービス見込量等	40
第1節 本県の障害者の現状	40
第2節 第6期計画の成果目標	44
第3節 指定障害福祉サービスの見込量と確保策	53
第4節 地域生活支援事業	56
第5節 障害児支援体制の確保	60
第6節 サービス等従事者の確保又は資質向上のために講ずる措置	64
第5章 計画の達成状況の点検及び公表等	65
第1節 計画の定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置	65
第2節 第6期計画の策定経緯	66
【巻末資料】第1 圏域ごとの障害福祉サービス見込量	67
第1節 鹿児島圏域	67
第2節 南薩圏域	69
第3節 北薩圏域	71
第4節 始良・伊佐圏域	73
第5節 大隅圏域	75
第6節 熊毛圏域	77
第7節 奄美圏域	79
【巻末資料】第2 障害福祉サービス等の種類と内容	81
【巻末資料】第3 各市町村における障害児支援体制の整備に係る成果目標	83

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の趣旨及び目的

鹿児島県障害福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の必要量を見込むとともに、その見込量の確保のための方策等を定めることで、障害福祉サービス等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況次第では、見込量確保等に影響が生じる可能性があります。現時点において、状況が見通せないことから、影響がないものとして策定しています。

第2節 計画の位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条第1項の規定に基づく「鹿児島県障害福祉計画」であるとともに、児童福祉法第33条の2第1項の規定に基づく、「鹿児島県障害児福祉計画」でもあり、一体の計画として策定します。

また、本計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関して数値目標等を定めるもので、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づく「鹿児島県障害者計画」の実施計画としても位置付けています。併せて、重点的に取り組む施策についても定めます。

計画の策定に当たっては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号。以下「国指針」という。）」に即して、地域の実情を踏まえて策定します。

第3節 計画の基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの事務の実施主体は、サービスの対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）又は難病患者等を問わず、市町村に一元化されていることから、市町村が効果的、効率的に事務を実施できるよう、広域的・専門的な支援を行い、障害福祉サービスの充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービ

ス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、市町村への適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があることから、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

第4節 計画の期間

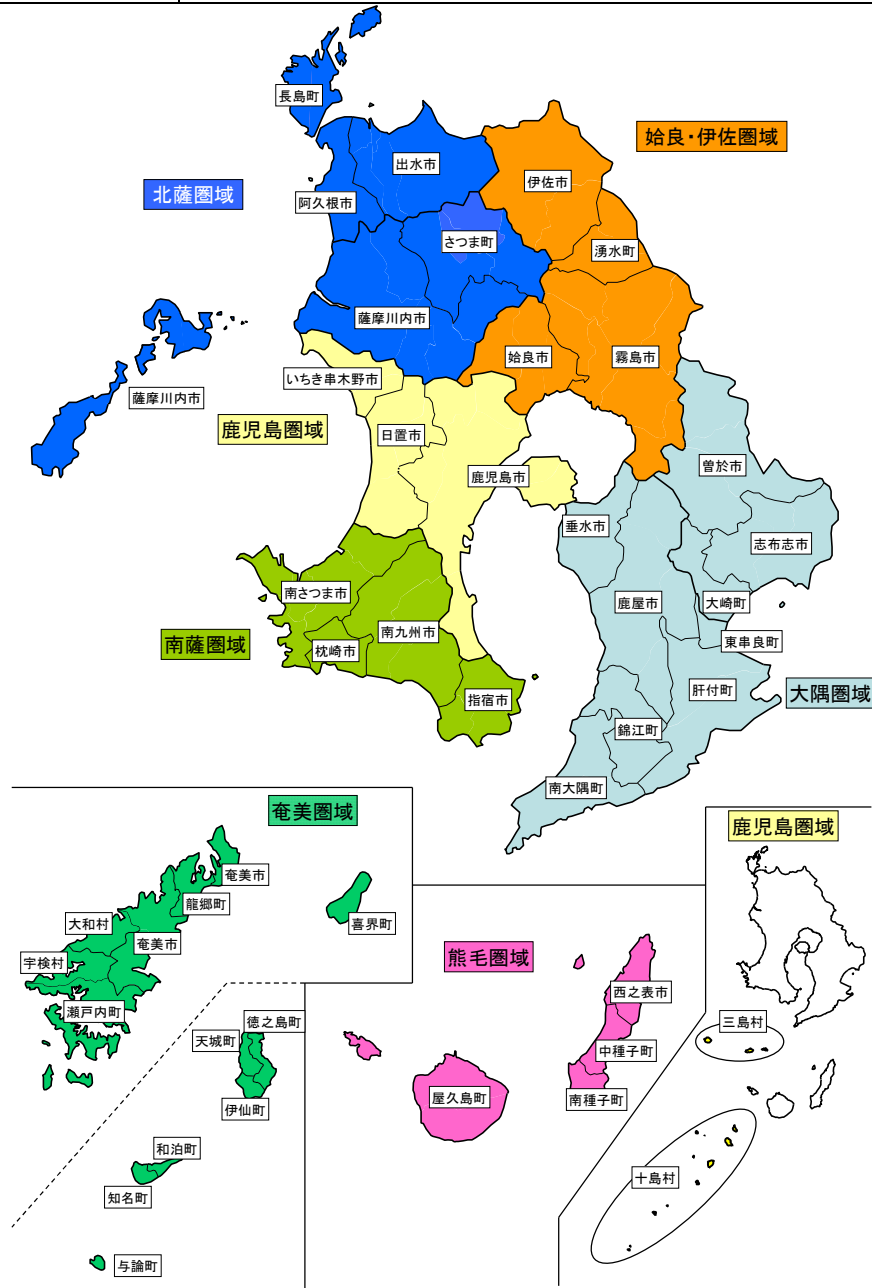
令和3年度から令和5年度までとします。



第5節 圏域の設定

広域的な視点から障害福祉サービス等の提供体制の確保を図るため、県地域振興局・支庁の所管区域を単位とする「障害保健福祉圏域」を設定します。

圏域名	圏域を構成する市町村
① 鹿 児 島	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，三島村，十島村
② 南 薩	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
③ 北 薩	阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町
④ 始良・伊佐	霧島市，伊佐市，始良市，湧水町
⑤ 大 隅	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，大崎町，東串良町， 錦江町，南大隅町，肝付町
⑥ 熊 毛	西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町
⑦ 奄 美	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町， 徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町



第2章 計画期間中において重点的に取り組む施策

本計画の期間中において重点的に取り組む施策は次のとおりとします。

項 目	主な内容
県民の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・啓発活動の推進(かごしま県民手話言語条例等) ○発達障害・高次脳機能障害・難病に対する理解促進
差別の解消, 権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の広報・啓発活動の推進 等
障害福祉サービス提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実 ○人材の育成・確保 ○地域の自立支援協議会の充実
地域移行の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「住まいの場」としてのグループホームの整備促進 ○精神障害者の地域移行等の支援
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・文化芸術活動の振興 ○意思疎通支援等の充実 ○身体障害者補助犬の周知や給付
まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー化の促進 ○パーキングパーミット制度の推進
障害児の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域療育支援体制の整備 ○保育, 保健医療, 教育, 就労支援等の関係機関と連携した支援 ○地域社会への参加・包容の推進 ○医療的ケア児等特別な支援が必要な障害児に対する支援 ○障害児相談支援の提供体制の確保
雇用・就業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就労支援の充実 ○工賃向上の推進(共同受注・障害者施設からの優先調達等)
離島における対策	<ul style="list-style-type: none"> ○人材の育成・確保 等

(1) 県民の理解促進

① 広報・啓発活動の推進

障害や障害者等に対する県民の理解を促進するため、ホームページ、広報誌（福祉のまちづくり広報誌「ありば」ほか）、県政広報番組等の広報媒体を活用した広報活動、「障害者週間」（毎年12月3日～12月9日）の関連行事としての「鹿児島県障害者保健福祉大会」の開催、障害者団体が地域との交流や県民に対する啓発を目的として実施する行事への支援等、広報・啓発活動を実施します。

また、公的機関等に勤務する職員の理解は重要であることから、研修等を実施し、理解や認識の向上に努めます。

○ かがしま県民手話言語条例

ろう者である県民とろう者以外の県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的に、令和2年3月に施行された「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかがしま県民条例（かがしま県民手話言語条例）」について、県民の理解促進に努めます。

ホームページ、広報誌、県政広報番組等の広報媒体を活用した条例の広報活動を行うとともに、市町村や関係機関・関係団体等と連携して、ろう者の障害特性に対する県民の理解促進を図ります。

○ ヘルプマーク・ヘルプカード

外見から障害のあることが分かりにくい人などが配慮や援助を受けやすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの趣旨等について、ポスター・チラシや広報媒体を活用した広報・啓発を行うなど、県民への周知に努めます。

【主な広報・啓発内容】

項 目	内 容
広報誌「ありば」	9月、3月の年2回発行（各5,000部）
県政広報番組	障害者週間に合わせて放送
県障害者保健福祉大会	障害者週間の関連行事として毎年度開催
県障害者雇用支援・激励大会	障害者雇用支援月間（9月）の関連行事として毎年度開催
心の輪を広げる体験作文 障害者週間のポスター	各小・中・高等学校及び特別支援学校の生徒からの作品を募集
障害者週間のポスター（国）	各市町村、関係団体に送付

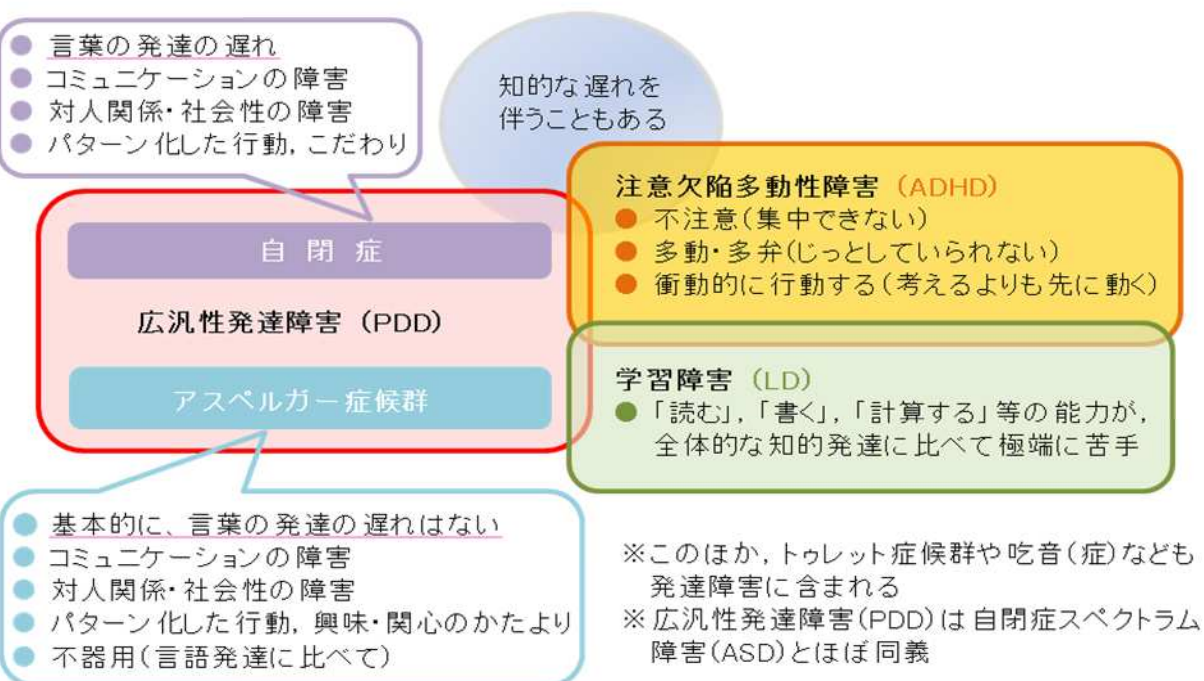
② 発達障害・高次脳機能障害・難病に対する理解促進

発達障害や高次脳機能障害、難病については、見た目には障害があることが分かりにくいという特徴があり、そのため周囲とのコミュニケーションが上手くいかなかったり、学校、職場や地域で困難を抱えたりすることがあるため、市町村や関係機関と連携して県民の理解の促進に努めます。

また、障害者総合支援法の対象となる難病については、令和元年7月から対象疾病が361疾病に拡大されていることから、難病患者が必要とする障害福祉サービスを受けられるように、「県難病相談・支援センター」や市町村と連携しながら対象疾病等の周知を行います。

発達障害

代表的な発達障害



高次脳機能障害

高次脳機能障害とは

病気や事故で脳に損傷を受け、日常生活に支障を来した状態をいいます。

- 【脳血管障害】 脳梗塞, 脳出血, くも膜下出血 など
- 【脳外傷】 交通事故, 転落, 転倒 など
- 【低酸素脳症】 心停止, 窒息, 一酸化炭素中毒 など

記憶障害

新しいできごとを覚えられないなど

注意障害

ミスばかりする, 疲れやすくなったなど

遂行機能障害

計画を立てて実行することができないなど

社会的行動障害

少々のことでイライラするなど

身体の障害とは異なり、外見からは理解されにくいことから「見えない障害」といわれます

難病

障害者総合支援法の対象疾病の要件

指定難病(医療費助成の対象となる難病)の基準を踏まえつつ、障害者総合支援法の対象となる難病等の要件は以下の通りとされている。

○ 対象疾病：パーキンソン病、網膜色素変性症等361疾病（令和元年7月1日）

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
① 発病の機構が明らかでない	要件としない
② 治療方法が確立していない	要件とする
③ 患者数が人口の0.1%程度に達しない	要件としない
④ 長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤ 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

※他の施策体系が樹立している疾病を除く。
※疾病の「重症度」は勘案しない。

(2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

① 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の広報・啓発活動の推進

障害を理由とする差別をなくし、障害に対する理解を深めることで、障害者等が障害のない人と同じように日常生活を過ごし、社会活動や経済活動、文化活動に参加できる社会づくりを進めることを目的として、平成26年10月に施行した「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」について、県民の理解促進に努めます。

障害を理由とする差別には次の2つがあります。

障害を理由とする不利益な取扱い

障害があるというだけで、正当な理由なく、障害のない人と異なる取扱いをすること

合理的配慮の不提供

障害者等から、社会的障壁（障害者等にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のもの）を取り除くための配慮を求められ、過度な負担でもないのに、その配慮（合理的配慮）を行わないこと

【合理的配慮の例】

- ・ 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高いところに陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・ 筆談、読み上げ、手話等によるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・ 障害の特性に応じた休憩時間の調整等のルール・慣行の柔軟な変更

○ 広報・啓発活動

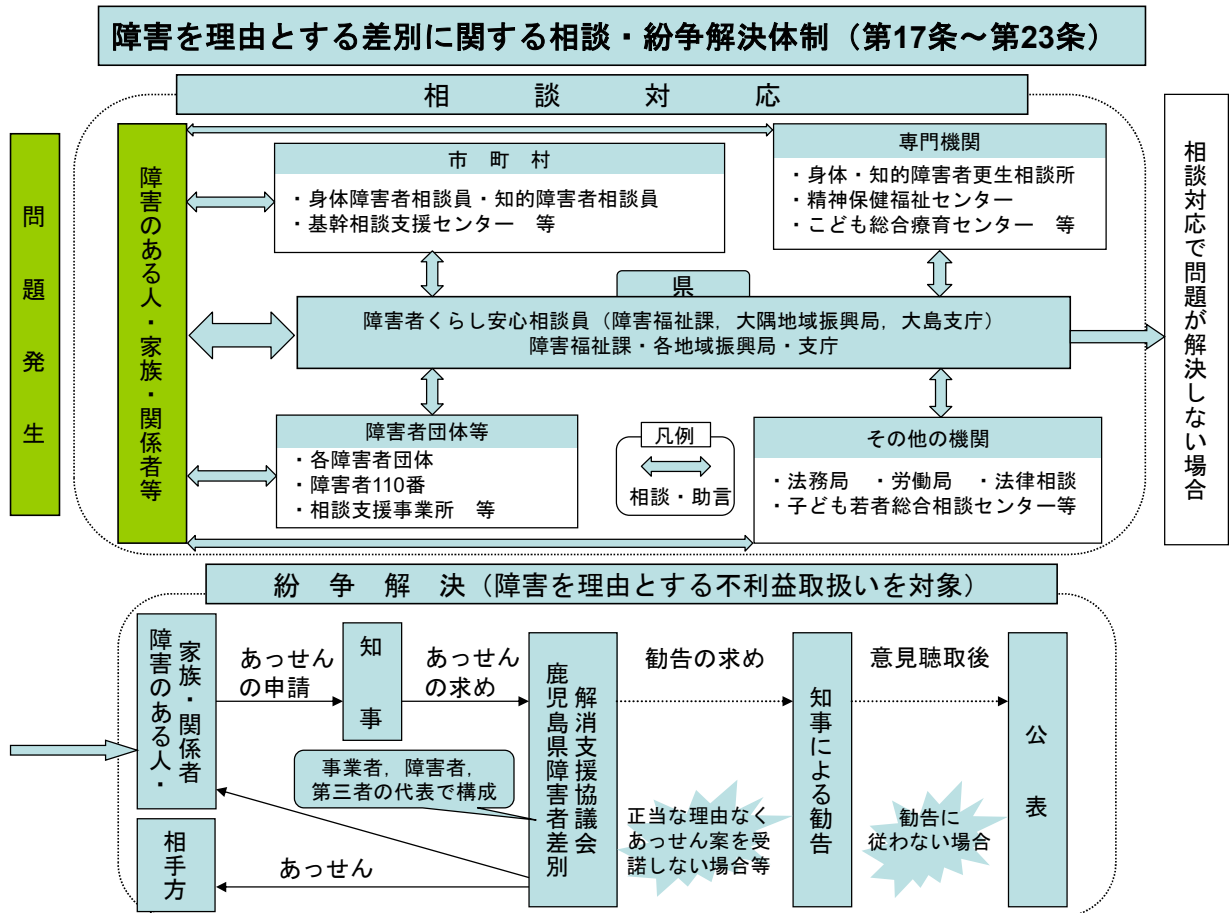
関係団体や事業者の会議、研修会等の場を利用して法及び条例の説明を行うとともに、ホームページ、広報誌、県政広報番組等の広報媒体を活用した広報活動を行います。

○ 相談体制

障害を理由とする差別に関する相談については、障害者等が相談しやすいよう、条例の施行に合わせて配置した「障害者くらし安心相談員（障害福祉課・大隅地域振興局・大島支庁に配置）」をはじめ、県地域振興局・支庁、市町村、身体・知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、こども総合療育センター等、様々な機関が対応することとしており、各機関が連携して丁寧に対応することにより、事案の解決に努めます。

○ 紛争解決の手続

障害者等は、相談対応で不利益な取扱いの事案が解決しない場合、知事に対してあっせんの申立てをすることができます。県の附属機関として「鹿児島県障害者差別解消支援協議会」を設置しており、同協議会によるあっせんを通じて事案の解決を目指します。



② 障害者差別解消法の施行に伴う取組

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、次の取組を実施します。

なお、現在、合理的配慮の提供を事業者に義務づけるなどの同法の改正手続きが進められていることから、その動向を注視し、必要に応じて対応を検討します。

○ 職員対応要領の啓発等

県職員が事務又は事業を行うに当たり、障害者等の権利利益を侵害しないようにすることを目的として、平成28年3月に策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（職員対応要領）」について、職員に対する研修を実施します。

○ 対応指針の広報・啓発活動の推進

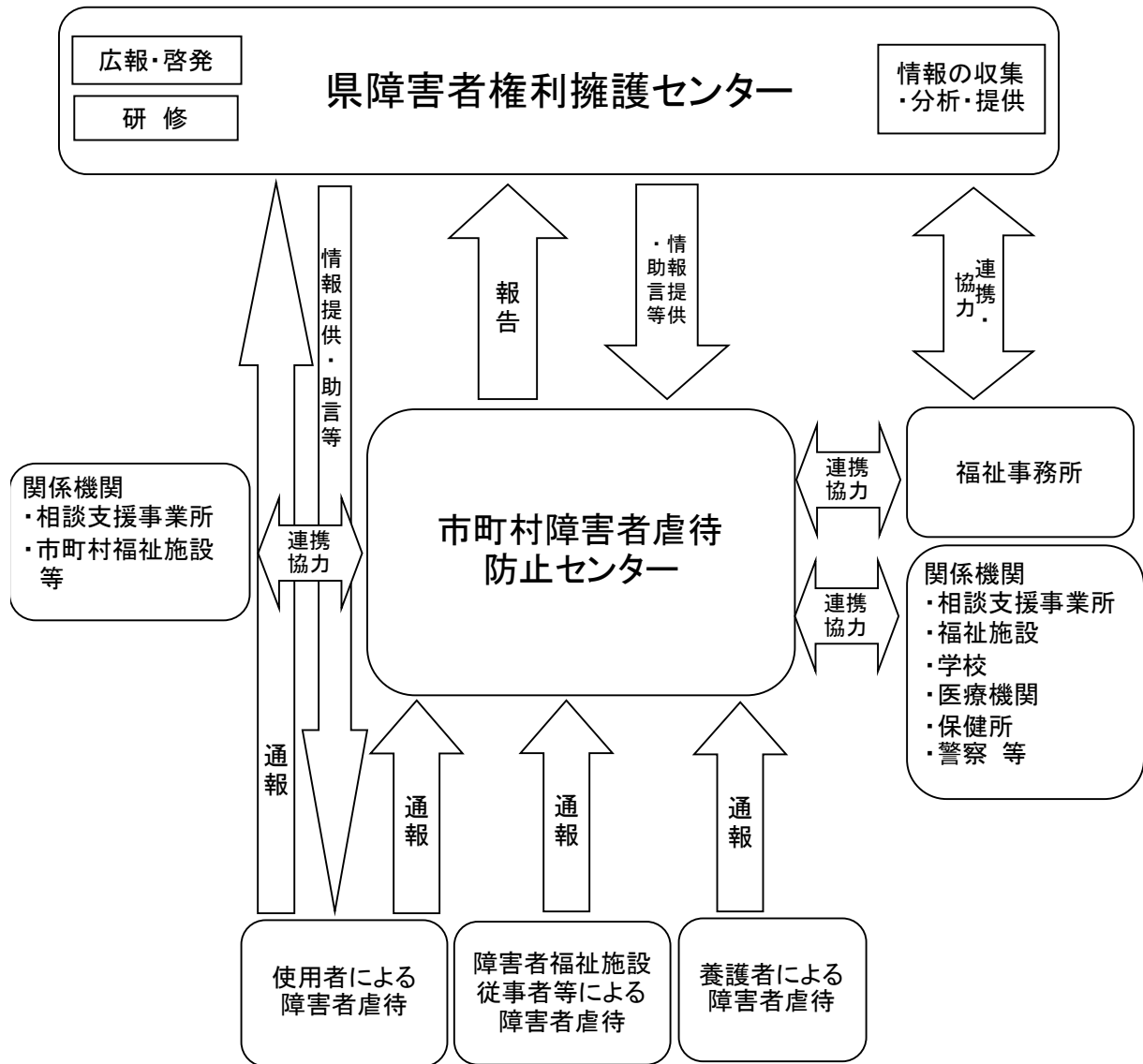
関係省庁が事業者のために定めた、障害者等の権利利益を侵害しないようにするための事業分野別の対応指針（ガイドライン）について、事業者への広報・啓発活動に努めます。

③ 障害者虐待防止の取組

○ 「鹿児島県障害者権利擁護センター」における相談対応

「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に合わせ，平成24年10月から県に「障害者権利擁護センター」を設置しています。

同センターにおいて障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに，障害者虐待に関する通報又は届出の受理，市町村相互間の連絡調整等，障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施します。



※「県障害者権利擁護センター」は，図に示した役割のほか，虐待障害者の支援のための相談，情報提供，助言，連絡調整を行う。

○ 障害者虐待防止・権利擁護研修

障害福祉従事者，施設管理者，市町村窓口職員等を対象として「障害者虐待防止，権利擁護研修」を実施し，市町村の「障害者権利擁護センター」や鹿児島地方法務局，鹿児島労働局等との連携を図りながら，障害のある人への虐待の未然防止，早期発見，適切な支援が実施できる体制を構築します。

④ 意思決定の支援

日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるよう努めます。

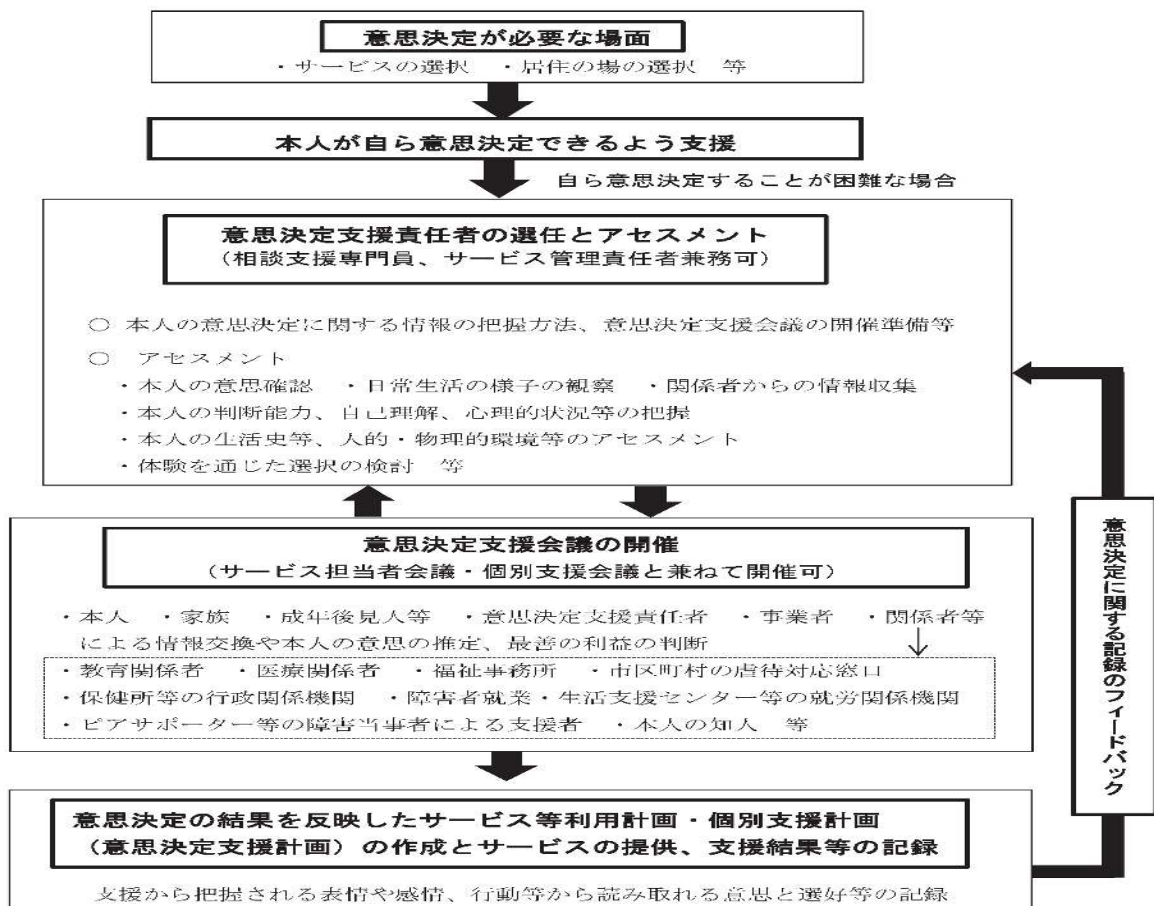
○ 意思決定支援ガイドラインの活用

意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめた、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(厚生労働省平成29年3月31日通知)」を事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムに取り入れ、意思決定支援の質の向上を図ります。

[意思決定支援の定義]

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。

[意思決定支援の流れ]



(3) 障害福祉サービス提供体制の充実

① 相談支援体制の充実

障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域における総合的な相談支援体制の整備に努めます。

○ 相談支援ネットワークの構築

地域の自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会。以下同じ）や、障害保健福祉圏域ごとに設置されている「県地域連絡協議会」を活用して、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等から成るネットワークを構築し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

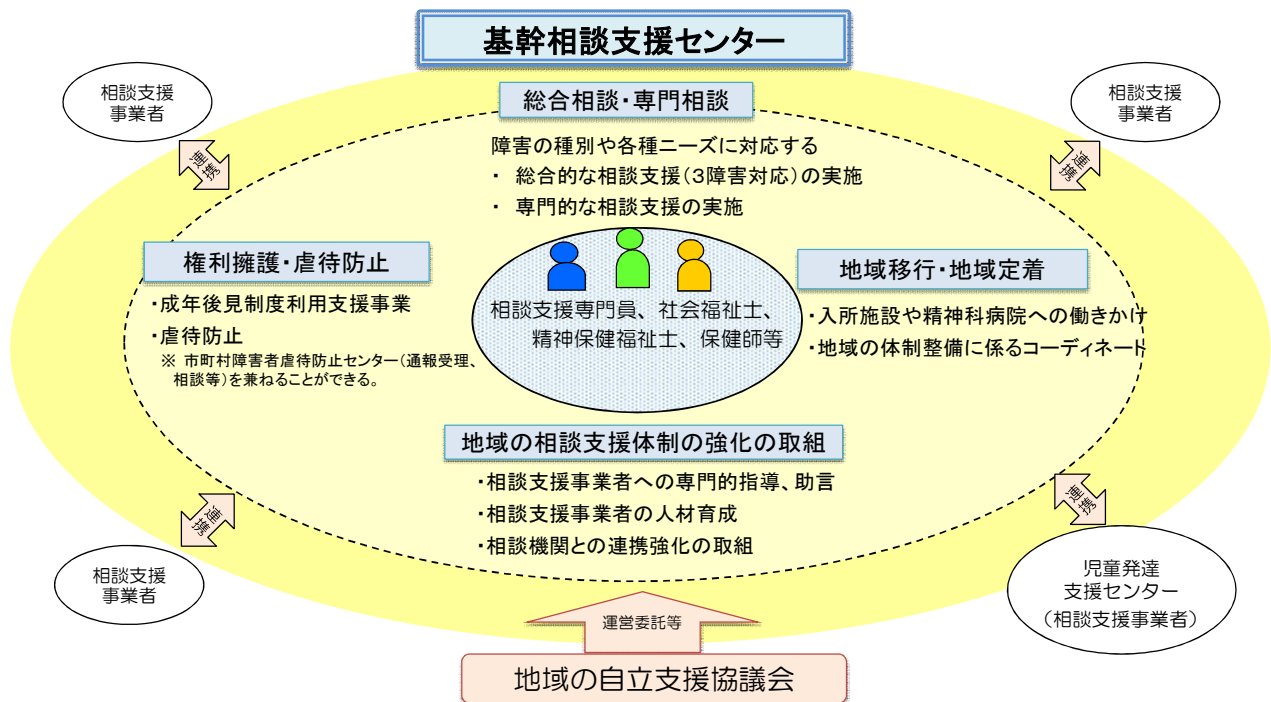
また、相談支援従事者に対する研修等を実施し、相談支援に携わる人材育成に努めます。

○ 基幹相談支援センターの設置の促進

障害者等に対する総合的な相談支援体制の中核的役割を担う存在として、各市町村における基幹相談支援センターの設置を促進します。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



② 人材の育成・確保

障害福祉サービス等の提供に従事する責任者や専門職員等の計画的な育成と確保を図るため、研修等を実施します。

○ 障害福祉サービス事業所等の職員に対する研修

障害福祉サービス等の提供に従事する責任者や専門職員等の確保を図るため、平成18年度から相談支援従事者初任者研修、サービス管理責任者等研修、平成25年度から同行援護従業者養成研修等を実施しており、令和元年度までに、相談支援従事者初任者研修については1,700人、サービス管理責任者等研修については5,839人、同行援護従業者養成研修については2,744人が受講しています。

また、障害福祉サービス等の提供に従事する責任者や専門職員等の質の向上を図るため、平成22年度から相談支援現任研修、平成24年度から相談支援専門コース別研修、平成26年度から強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、平成27年度から強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を実施しています。なお、令和元年度から、国のカリキュラム変更により、サービス管理責任者等研修を、基礎研修、更新研修に分けて実施しています。

今後も指定研修事業者により、相談支援従事者研修（初任者、現任、専門コース別）、サービス管理責任者等研修（基礎、更新）、同行援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）を継続して実施するとともに、更なる研修の質の向上に努めます。

さらに、重度の障害者等に対する障害福祉サービスの提供体制を確保するため、喀痰吸引等研修や重度訪問介護従業者養成研修を実施しています。

なお、障害者支援施設等については、長期入所等による利用者の高齢化、障害の重度化が進んでいることから、利用者個々の特性を考慮した、より個別的で専門的な介護支援に必要な知識・技法の習得を目的とする、介護サービス研修等についての情報提供を行います。

○ 市町村職員等に対する研修

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員等に対する初任者研修や、現任者に対するフォローアップを通じて、障害支援区分認定調査員等の資質向上に努めます。

また、職員の資質向上のため、制度改正等に係る事務説明会等を実施するほか、相談支援専門員等を対象とした専門コース別研修等への職員の参加を働きかけるなど、更なる資質の向上について支援します。

○ 処遇改善に関する研修

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得促進を図るため、キャリアパス構築に向けた研修会や専門家の事業所訪問による個別支援を実施しており、今後も研修事業者により、研修会や個別支援を継続して実施し、福祉・介護職員等の更なる賃金向上に努め、人材の確保を図ります。

○ 福祉・介護職場の魅力発信

福祉分野における人材確保を図るため、養成施設等の介護職の仕事PR協働事業や未来の福祉・介護担い手スタートアップ事業等、総合的な人材の確保及び雇用拡大につながるような対策を行います。

研 修 名		H30		R 元	
		開催回数 (回)	修了者数 (人)	開催回数 (回)	修了者数 (人)
相談支援従事者研修	初任者	1	192	1	187
	現 任	1	119	1	177
	専門コース別	1	53	1	45
サービス管理責任者等研修	旧体系	1	602		
	基 礎			1	416
	更 新			1	381
同行援護従業者養成研修		31	365	20	161
強度行動障害支援者養成研修	基礎研修	2	481	2	352
	実践研修	2	248	2	154
喀痰吸引等研修（基礎研修）		4	104	3	123
重度訪問介護従業者養成研修		4	16	5	65
障害支援区分認定調査員研修		5	115	4	108
市町村審査会委員研修		5	76	4	75

③ 地域の自立支援協議会の充実

○ 現状

地域の自立支援協議会は、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体等により構成され、地域の課題を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備等について協議を行う役割を担っています。

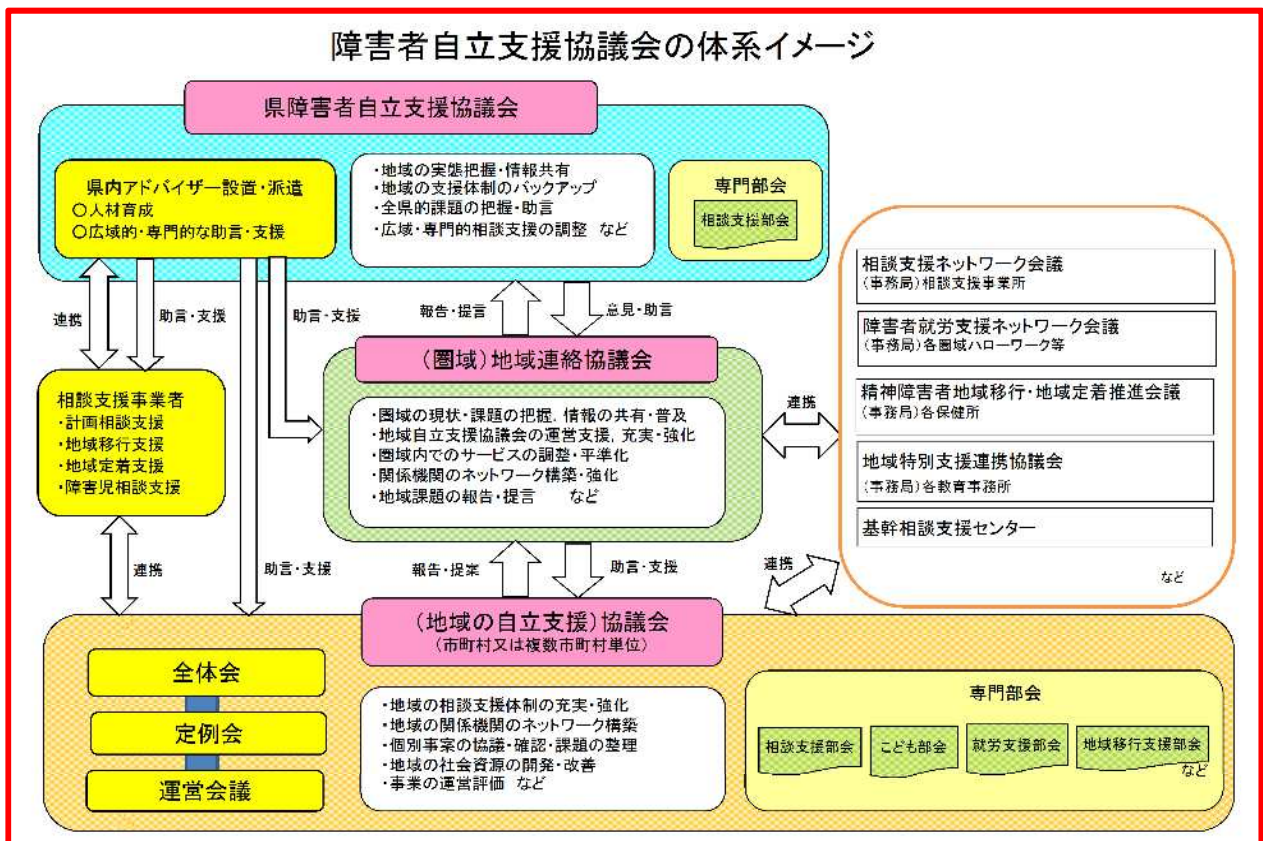
県下43市町村が個別に、又は合同で設置する、26の自立支援協議会がありますが、単なる行政からの報告の場に留まっている等、運営に課題があるところもあります。

○ 地域における支援体制の整備・充実

障害保健福祉圏域ごとに設置されている「県地域連絡協議会」は、地域で解決できない障害者等への支援体制に関する課題について、当該圏域内で情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、当該圏域の実情に応じたサービス提供体制の整備について協議を行うとともに、当該圏域で解決できない課題等については、「県障害者自立支援協議会」へ報告することとしています。

相談事例が少ないなど、ノウハウの蓄積が進みにくい地域の自立支援協議会の活性化を図るため、「県地域連絡協議会」との連携や、「県内アドバイザー」制度の活用により、地域における相談支援体制・サービス提供体制の整備・充実を図ります。

また、「県障害者自立支援協議会」は全県的課題を整理し、その課題を地域の自立支援協議会に還元することにより、運営の支援を行います。



【県内における地域障害者自立支援協議会の設置状況】

(令和2年8月1日現在)

圏域名	番号	協議会名	構成市町村	設置年月日
鹿児島	1	鹿児島市障害者自立支援協議会	鹿児島市	平成20年4月17日
	2	いちき串木野市地域自立支援協議会	いちき串木野市	平成20年3月19日
	3	日置市自立支援協議会	日置市	平成18年10月1日
	4	三島村自立支援協議会	三島村	平成26年3月28日
	5	十島村自立支援協議会	十島村	平成25年9月3日
南薩	6	指宿市地域自立支援協議会	指宿市	平成19年3月1日
	7	南さつま市障がい者等支援及び障がい者差別解消支援地域協議会	南さつま市	平成19年10月1日
	8	南九州市地域自立支援協議会	南九州市	平成22年2月19日
	9	枕崎市地域自立支援協議会	枕崎市	平成24年4月1日
北薩	10	薩摩川内市障害者自立支援協議会	薩摩川内市	平成22年3月10日
	11	出水地区障がい者自立支援協議会	阿久根市, 出水市, 長島町	平成24年4月1日
	12	さつま町地域自立支援協議会	さつま町	平成24年2月22日
始良・伊佐	13	始良市地域自立支援協議会	始良市	平成22年3月23日
	14	伊佐市障害者自立支援協議会	伊佐市	平成20年11月1日
	15	霧島市障害者自立支援協議会	霧島市	平成22年3月29日
	16	湧水町地域自立支援協議会	湧水町	平成24年8月1日
大隅	17	そお地区自立支援協議会	曾於市, 志布志市, 大崎町	平成24年10月26日
	18	肝属地区障害者自立支援協議会	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町	平成23年4月1日
熊毛	19	種子島地区自立支援協議会	西之表市, 中種子町, 南種子町	平成22年7月15日
	20	屋久島町自立支援協議会	屋久島町	平成25年4月1日
奄美	21	奄美地区地域自立支援協議会	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町	平成22年4月22日
	22	徳之島地区地域自立支援協議会	徳之島町, 天城町, 伊仙町	平成24年5月18日
	23	喜界町障害者自立支援協議会	喜界町	平成24年10月1日
	24	和泊町総合支援協議会	和泊町	平成23年12月26日
	25	知名町地域自立支援協議会	知名町	平成24年12月1日
	26	与論町障がい者自立支援協議会	与論町	平成27年3月2日
43市町村(26協議会)			100.0%	

(4) 地域移行の支援

障害者等について、入所等から地域生活への移行を進めるためには、相談支援体制の充実をはじめ、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現する必要があります。

① 「住まいの場」としてのグループホームの整備促進

グループホームは、令和2年4月現在で173か所あり、地域生活への移行を支える基盤整備が進んでいます。

地域生活への移行については、精神障害者を中心に引き続き取り組む必要があることから、今後も「住まいの場」としてのグループホームの整備を促進します。

○ 事業者への補助

障害福祉施設整備事業により、社会福祉法人等がグループホームの新設、改修等を行う際の費用の一部を補助します。

○ 利用者への助成

グループホームの利用者に対して、居住に要する費用を助成する制度の活用を促進します。

【グループホーム整備・利用に当たっての補助・助成制度】

事業名等	補助対象事業	補助対象者	補助内容
障害福祉施設整備事業	グループホームの新設等	社会福祉法人等	国 1/2 県 1/4 法人等 1/4
グループホーム利用時の助成	共同生活住居における家賃	グループホームに係る支給決定を受けている障害者（当該障害者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課されている場合を除く。）	月額1万円 (家賃が1万円以下の場合、当該家賃の額)

② 精神障害者の地域移行等の支援

本県における精神病床の平均在院日数は349日（令和元年）であり、依然として全国平均を大きく上回っています。

また、精神病床における3か月時点での退院率は53%（全国順位45位）、6か月時点での退院率は73%（全国順位46位）、12か月時点での退院率は83%（全国順位44位）といずれも全国下位にあり、精神障害者の長期入院化は大きな課題となっています。

長期入院患者等の地域生活への移行・定着を推進するには、病院、相談支援事業所、市町村、保健所等の関係機関の連携・協力が必要です。

【平均在院日数の推移】

(単位：日)

年	H27	H28	H29	H30	R元
本 県	381	361	360	360	349
全 国	275	270	268	266	265

【精神病床における早期退院率】

時点	3か月	6か月	12か月
本 県	53% (45位)	73% (46位)	83% (44位)
全 国	63%	81%	88%

※資料 厚生労働省「平成29年度 精神保健福祉資料」より（ ）は全国順位

○ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

医療機関における退院支援と地域の生活支援サービスの有機的な連携を図るために、県保健所において、「精神障害者地域移行・地域定着推進会議」を設置し、医療、地域（福祉）、行政の連携のもと、精神障害者の地域生活への円滑な移行の促進を図るとともに、市町村、地域の自立支援協議会に、精神保健福祉部会等の設置を促進し、地域のネットワーク体制の構築に努めてきたところです。

精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害福祉圏域ごとの「保健・医療・福祉関係者の協議の場」を通じて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進するため、圏域における現状分析と目標の設定、具体策の検討等を行い、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な支援体制の構築に努めます。

○ ピアサポーターの活用

長期入院精神障害者の退院支援を促進するため、各保健所において研修会等を実施するとともに、相談支援事業所等においてピアサポーターを活用し、長期入院精神障害者の退院意欲の喚起や地域移行を促進します。

○ 市町村への助言等

市町村においては、精神障害者の地域生活への移行を積極的に進めていくとともに、住民の健康を守る視点で保健活動を担うという重要な役割が期待されることから、精神障害者及び家族の個別支援や、地域で孤立しないための当事者の集い、家族支援教室等の居場所づくり等の取組、さらに、高齢精神障害者の地域生活への移行支援のために、介護保険部局との庁内連携強化についても、保健所等を通じて市町村に助言等を行います。

○ 関係機関への研修等

「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉の基本理念について、行政や医療関係者等が共通認識の下、官民協働で推進する必要があることから、引き続き関係機関への情報提供や研修会等を実施します。

(5) 社会参加の促進

① スポーツ・文化芸術活動の振興

○ スポーツ活動の振興

障害者等のスポーツ活動については、各地域において障害者団体等による各種スポーツ大会等が開催されるなどスポーツに親しむ取組がなされており、障害者等が県内各地から一堂に参加する「県障害者スポーツ大会」を毎年開催しているほか、「全国障害者スポーツ大会」への派遣を行うなど障害者スポーツの振興を図っています。

「鹿児島県障害者自立交流センター（ハートピアかごしま内）」においては、バドミントン教室や水泳教室などを開催し、日常的にスポーツができる機会を設けているほか、各地域で地域交流スポーツ教室を開催するなど全県的な取組を進めています。

また、令和5年に延期開催となった「燃ゆる感動かごしま大会」に向けて、大会参加選手の確保・育成の取組を進めるとともに、大会開催を契機とした障害者スポーツの普及拡大に努めます。

○ 文化芸術活動の振興

障害者等の文化芸術活動を支援するため、「鹿児島県障害者自立交流センター」において、手芸や陶芸などの文化教室を開催するとともに、その成果を発表する文化教室作品展を開催しています。

また、「ふれあいコンサート」など音楽会の実施や、障害者とその家族等が集う「友愛フェスティバル」等への助成を行っています。

今後も引き続き、障害者等のスポーツ・文化芸術活動の振興に努めます。

【県障害者スポーツ大会への参加実績】

区分	H28	H29	H30	R元	R2
参加人数	1,051人	989人	984人	958人	中止

※ H28～H30年度はレクリエーション参加者を含む。

【スポーツ教室等の開催状況（令和元年度）】

	教室名	開催回数 (回)	受講・ 参加者数 (人)
ス ポ ー ツ 教 室	バドミントン、水泳、車いすテニス、健康体操、ポッチャ、地域交流スポーツ教室等	79	1,282
文 化 教 室	手芸、陶芸、押し花アート、絵手紙、和菓子、生け花等	39	483
友愛フェスティバル	県精神障害者文化・創作活動振興事業（親睦交流会、体験発表、作品展等）	1	500

② 意思疎通支援等の充実

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えることは、障害者が自立や社会参加をするために欠かせないことです。

「県視聴覚障害者情報センター」においては、点字・録音・CD図書や字幕入りDVDの製作・収集、貸出などにより、視覚障害者や聴覚障害者への情報提供を行っています。また、意思疎通支援を担う手話通訳者、要約筆記者、音訳奉仕員、点訳奉仕員、盲ろう者通訳・介助員等の養成を行い、市町村等と連携して、派遣体制の充実に努めています。

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対しては、言語の取得、コミュニケーション能力の向上などに役立つことから、補聴器の購入費用の助成を行っています。

また、令和5年に延期開催となった「燃ゆる感動かごしま国体・大会」に向け、聴覚に障害のある選手・役員・観客に対して、手話や要約筆記などで必要な情報を提供する情報支援ボランティアの養成・確保に努めています。

令和2年3月に「かごしま県民手話言語条例」が施行されており、言語としての手話の認識を普及し、手話を使用しやすい環境整備等を図るため、ろう者の障害特性について県民の理解促進に努めるとともに、県政の重要な情報を円滑に提供するための知事記者会見等への手話通訳の導入、医療機関受診等の際に利用できる遠隔手話サービスの提供、基本的な手話を紹介する動画の県ホームページ掲載などの取組を進めています。今後とも、手話が言語であるとの認識に基づき、市町村や関係団体等と連携して、県民等が手話を学ぶ機会の確保や手話を用いた情報発信、手話通訳を行う人材の育成など、手話の普及等に関する施策を推進します。

今後も引き続き、障害者の自立と社会参加を促進するため、意思疎通支援等の充実に努めます。

【手話通訳者等の登録者数】 (単位：人)

登録者数	R元年度末
手話通訳者等	110
要約筆記者等	37
音訳奉仕員	51
点訳奉仕員	125
盲ろう者通訳・介助員	55

③ 身体障害者補助犬の周知や給付

重度の視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者の就労の促進及び生活範囲の拡大と社会活動への積極的な参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付しています。

今後も引き続き、身体障害者補助犬の給付を行うとともに、補助犬の意義・役割等の広報活動を通じた一層の理解促進に努めます。

【補助犬の給付の状況】 (単位：頭)

	給付頭数 (S63～R元年度)	実働頭数 (R元年度末)
県給付(全て盲導犬)	53	12

(6) まちづくりの推進

① バリアフリー化の促進

公共的施設のバリアフリー化を促進する「鹿児島県福祉のまちづくり条例」が平成11年4月に施行され、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針として、①意識の高揚、②環境づくりの推進、③施設等の整備促進を掲げて諸施策を推進しています。

○ 広報・啓発活動の推進

バリアフリー化の取組については、県民、事業者等の理解・協力のもと自主的な活動に期待するという趣旨から、今後とも広報誌「ありば」の発行や、バリアフリー研修会等を通して制度の一層の広報・啓発活動を実施し、福祉のまちづくりを推進します。

○ 施設等の整備促進

多くの人の利用が想定される公共的施設等における構造及び設備のバリアフリー化を図るため、整備基準（努力義務）等を具体的に定めており、障害者等に配慮した施設整備の促進に努めます。

【適合証】



「鹿児島県福祉のまちづくり条例」において、公共的施設を所有し、又は管理する人は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、適合証の交付を請求できます。

なお、適合証の交付請求先は、特定公共的施設の新築等の届出先と同じです。

② パーキングパーミット制度の推進

歩行困難な障害のある人に駐車スペースを確保するため、県内共通の利用証を交付し、「身障者用駐車場」の適正利用を図る、「鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）」を平成21年11月から開始しており、令和2年11月末現在の利用証の交付件数が55,044件、協力施設数が1,908施設となっています。

○ 制度の普及

パーキングパーミット制度については、利用証の交付件数、協力施設数ともに増加しており、今後も引き続き、県民に対する制度の周知や事業所に対する協力依頼を実施し、本制度の更なる普及を進めます。

○ 他自治体での利用

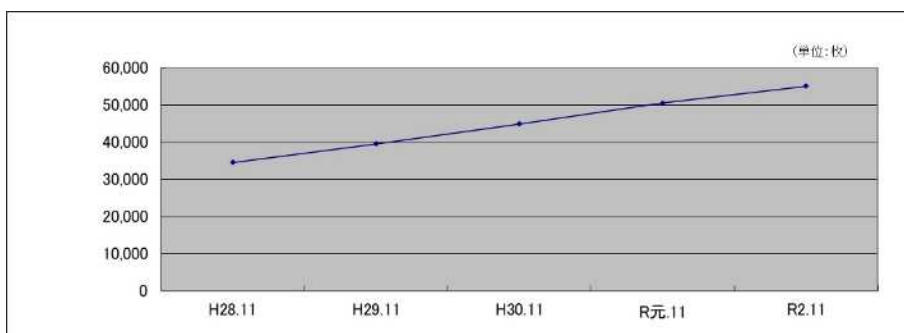
令和3年1月現在、全国40自治体で同制度が導入されており、利用証は他自治体でも相互に利用できます。

【身障者用駐車場利用証】

(緑色)	(赤色)	(オレンジ色)
		
障害者、高齢者、難病の方	車椅子常時利用者で車を運転される方	一時的に歩行困難な方
【有効期間：5年】	【有効期間：5年】	【有効期間：1年未満】

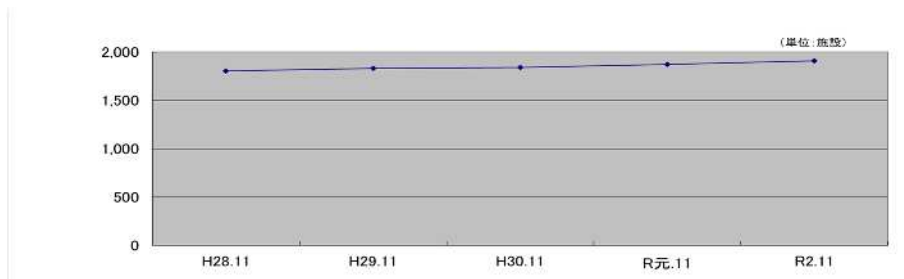
【身障者用駐車場利用証及び協力施設数の推移】

1 身障者用駐車場利用証交付枚数



H28.11	H29.11	H30.11	R元.11	R2.11
34,507	39,506	44,906	50,500	55,044

2 協力施設数



H28.11	H29.11	H30.11	R元.11	R2.11
1,806	1,831	1,843	1,874	1,908

(7) 障害児の支援

① 地域療育支援体制の整備

発達障害児等については、身近な地域で発達段階に応じた継続した支援を受けながら、必要に応じて専門的な診断・支援を受けられるよう、地域における療育支援体制の整備・充実が求められています。

○ 市町村域での支援体制

市町村に対する乳幼児健診におけるスクリーニング技術の向上等に関する支援を通じて、障害の早期発見に努めるとともに、市町村と緊密に連携しながら、健診等で要経過観察となった児童等に対しては、親子教室や児童発達支援事業による療育の場の提供、認定こども園・幼稚園・保育所、小中学校等の関係機関との連携を促進し、地域において早期に継続した支援を行える体制の整備・充実を図ります。

○ 障害保健福祉圏域での支援体制

障害保健福祉圏域をベースに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターや障害児等療育支援事業所の充実を図るとともに、県地域振興局・支庁や医療機関、基幹相談支援センター、児童発達支援センター等による地域の療育関係機関等への支援体制の構築を進めます。

○ こども総合療育センターの役割と地域との連携

こども総合療育センターについては、発達障害の診断や専門的な支援を行うとともに、市町村や地域の療育関係機関等に対する助言、指導を通じて支援内容の充実を図りながら、これらの関係機関が連携した重層的なネットワークの構築を進め、県下全域で療育支援体制の整備・充実を図ります。

また、こども総合療育センターは、障害児支援の専門機関として、その機能の向上に努めます。

○ 発達障害に対応可能な医療機関の確保

発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医等のかかりつけ医等に対して発達障害対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療・対応が可能となるよう努めます。

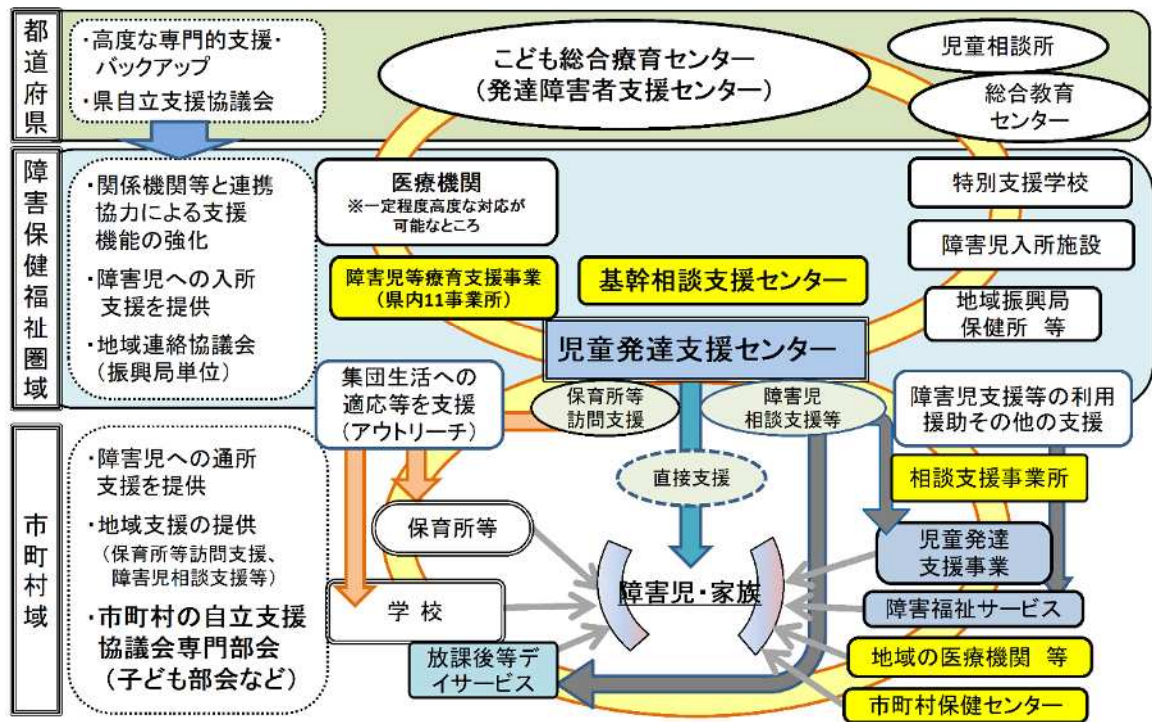
○ 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設における障害児支援

障害児通所支援事業所と障害児入所施設は障害児支援の両輪であり、その機能の充実が重要であることから、市町村と連携して研修の機会の確保や指導・助言に努め、各施設において障害の特性、重度化等の現状を踏まえた個別支援計画が作成され、必要に応じ当該計画が見直されることにより、障害のある児童一人ひとりのニーズに応じた支援が提供されるよう努めます。

また、認定こども園・幼稚園・保育所に在籍しながら児童発達支援事業所を利用している児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、早期に療育を受けられる環境整備に努めます。

なお、障害児通所支援事業所の数が増加しているが、質の高い専門的な発達支援を行う機関であり、支援内容の適正化と質の向上が求められていることから、適切な指導・助言に努めます。

鹿児島県の障害児等の地域療育支援体制のイメージ



② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携に努めます。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制の確保に努めます。

さらに、障害児支援が適切に行われるために就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制の確保に努めます。

○ 子育て支援に係る施策との連携

本県の少子化対策や子ども・子育て支援、母子保健対策等に関する施策を総合的に推進するための指針となる「かごしま子ども未来プラン2020（計画期間：令和2年度から令和6年度）」が策定され、同プラン等に基づく各種施策が実施されていることから、県及び市町村において、子育て支援及び母子保健担当部局との緊密な連携を図りながら、障害児支援に関する施策に取り組みます。

○ 教育との連携

障害のある児童生徒については、特に、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されるよう、移行支援シート等の活用を進めながら、各地域の小中学校等、特別支援学校等の教育関係機関と障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター等との緊密な連携の促進に努めます。

③ 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。

④ 医療的ケア児等特別な支援が必要な障害児に対する支援

○ 重症心身障害児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

○ 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児については、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係者が連携を図るための協議の場「鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会」等により、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する総合的な支援体制の構築に努めます。

なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していきます。

また、在宅で医療的ケアが必要な障害児を介護する家族に対し、休養の機会等を確保するときに必要となる経費を助成し、介護の負担軽減を図ります。

さらに、令和2年7月に、県内の医療的ケア児とその家族の生活実態について調査を行ったところであり、今後、本調査結果を踏まえ、医療的ケア児が身近な地域で安心して暮らせるよう支援に取り組みます。

具体的には、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材（医療的ケア児等コーディネーター）を養成し、その周知や活用を図ります。

- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保に努めます。
 - 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実
強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。
 - 虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備
虐待を受けた障害児に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保
- 障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っている。
- このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築に努めます。

(8) 雇用・就業の支援

① 就労支援の充実

障害者の職業生活における自立を図るため、「障害者就業・生活支援センター」を県内7箇所に設置し、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業並びに、これに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど必要な支援を一体的に行っており、令和元年度は294人が就業しています。

○ 関係機関との連携

障害者の就職については、鹿児島労働局や「鹿児島障害者職業センター」等の支援が重要であることから、「障害者就業・生活支援センター」とこれらの関係機関との連携の強化に努めます。

【障害者就業・生活支援センターによる就職実績】

センター名		H29	H30	R元
かごしま (H15年設置)	就職者数	76	106	79
	うち福祉施設からの就労	3	8	5
おおすみ (H20年設置)	就職者数	48	49	35
	うち福祉施設からの就労	8	10	6
あいらいさ (H22年設置)	就職者数	99	108	91
	うち福祉施設からの就労	28	20	13
あまみ (H23年設置)	就職者数	31	30	21
	うち福祉施設からの就労	11	13	4
なんさつ (H24年設置)	就職者数	34	42	23
	うち福祉施設からの就労	11	9	6
ほくさつ (H26年設置)	就職者数	19	21	26
	うち福祉施設からの就労	8	6	6
くまげ (H26年設置)	就職者数	16	17	19
	うち福祉施設からの就労	4	3	2
計	就職者数	323	373	294
	うち福祉施設からの就労	73	69	42

※ 「就職者数」とは、一般事業所に就職した数。

※ 「うち福祉施設からの就労」とは、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、一般事業所に就職した数。

② 工賃向上の推進

○ 「県工賃向上計画」

平成30年度から令和2年度を計画期間とする「県工賃向上計画」においては、平成28年度の工賃実績：平均月額15,239円を、令和2年度までに16,658円以上とすることを目標として定めており、共同受注の促進や、農業への参入、技術支援など農福連携による就労支援に取り組んだことにより、令和元年度の工賃実績は平均月額16,762円まで増加しています。

次期計画においても、引き続き、障害者就労施設等の工賃向上に取り組めます。

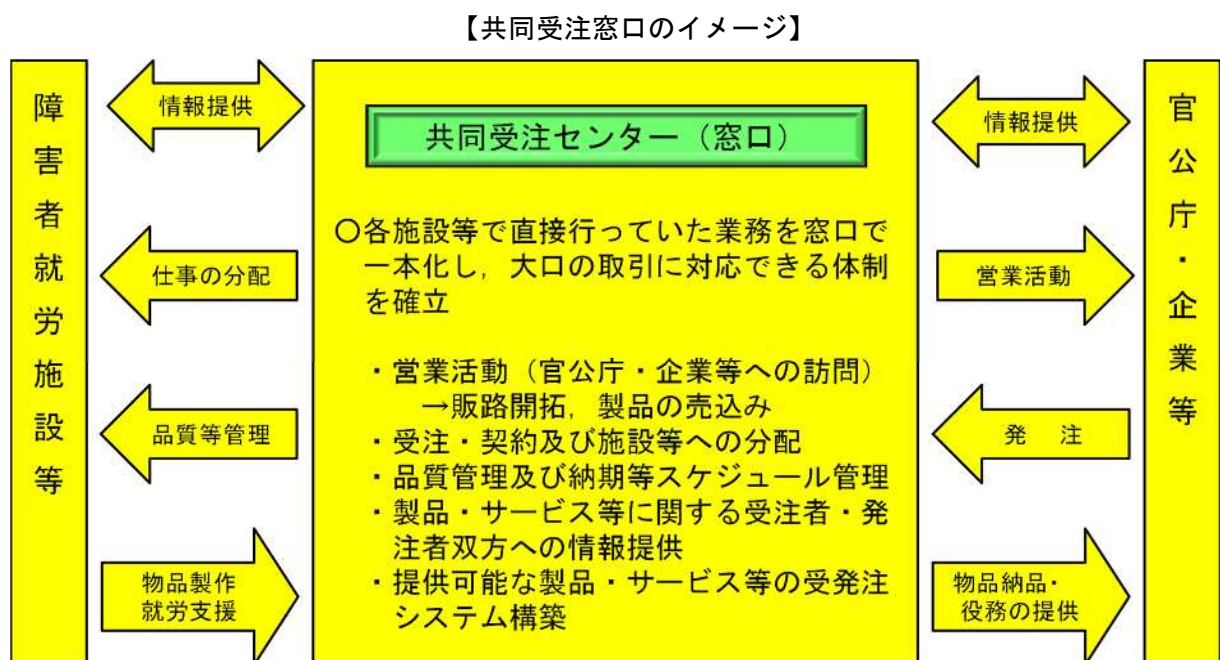
○ 障害者施設等からの優先調達

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行に伴い、「鹿児島県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定しており、今後とも同方針に基づき、全庁的に障害者施設等からの物品等の調達に取り組み、障害者就労施設等からの調達推進に努めます。

なお、障害者就労施設等からの物品等の調達実績は、平成30年度22,038千円余、令和元年度39,826千円余と増加しています。

○ 共同受注窓口の活用

発注者のニーズに柔軟に対応できる受け皿として、障害者就労施設等が連携、協働して組織する共同受注窓口を活用し、施設等が提供できる物品・サービスの情報を官公庁や民間企業に提供する体制の整備を図るなど、受注実績を拡大することにより、引き続き工賃の向上を図ります。



(9) 離島における対策

○ 現状

熊毛・奄美の両障害保健福祉圏域においては、人口に占める障害のある人の割合が県の平均を上回っている一方で、障害福祉サービスの利用が島内に限定されるなど地理的条件による制約があります。

また、熊毛・奄美圏域以外の離島においても、地理的な条件による課題があります。

【離島における障害のある人の人口に占める割合】

(単位：%)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合計
熊毛	7.5	1.6	0.6	9.7
奄美	7.8	1.6	1.1	10.4
県全体 (奄美・熊毛を除く)	5.7	1.3	0.9	7.8

※障害者数は令和元年度末の手帳所持者数、人口(推計)は令和2年3月現在

○ 人材の育成・確保

離島における障害福祉サービス提供体制の充実を図る必要があることから、適切に医療的ケア(たんの吸引等)ができる介護職員等を養成するための研修や重度訪問介護従業者養成研修等を実施しています。

また、離島の地理的条件による課題の緩和を図るため、奄美圏域において、障害支援区分認定調査員等研修会等を実施しています。

これらの離島地域において実施している研修や相談支援従事者、サービス管理責任者の研修等を通じて、離島におけるサービス事業所の人材の育成・確保に努めます。

○ 自立支援協議会における取組

自立支援協議会は、障害者福祉に携わる関係者で構成され、地域の実情に応じたサービス基盤の整備を進めていく上で大切な役割を担っています。このため、県自立支援協議会による支援等により地域の自立支援協議会を活性化して、障害福祉サービス提供体制の整備を推進します。

また、障害保健福祉圏域ごとに設置している、行政及び関係者で構成する地域連絡協議会において、市町村と連携して対応していきます。

自立支援協議会において、離島地域における課題の整理や対応策の検討を行い、障害福祉サービス提供基盤の整備等につなげます。

○ 熊毛・奄美以外の離島においても、障害福祉サービスが円滑に提供されるように努めます。

第3章 第5期計画の実績

(1) 令和2年度目標値に対する実績

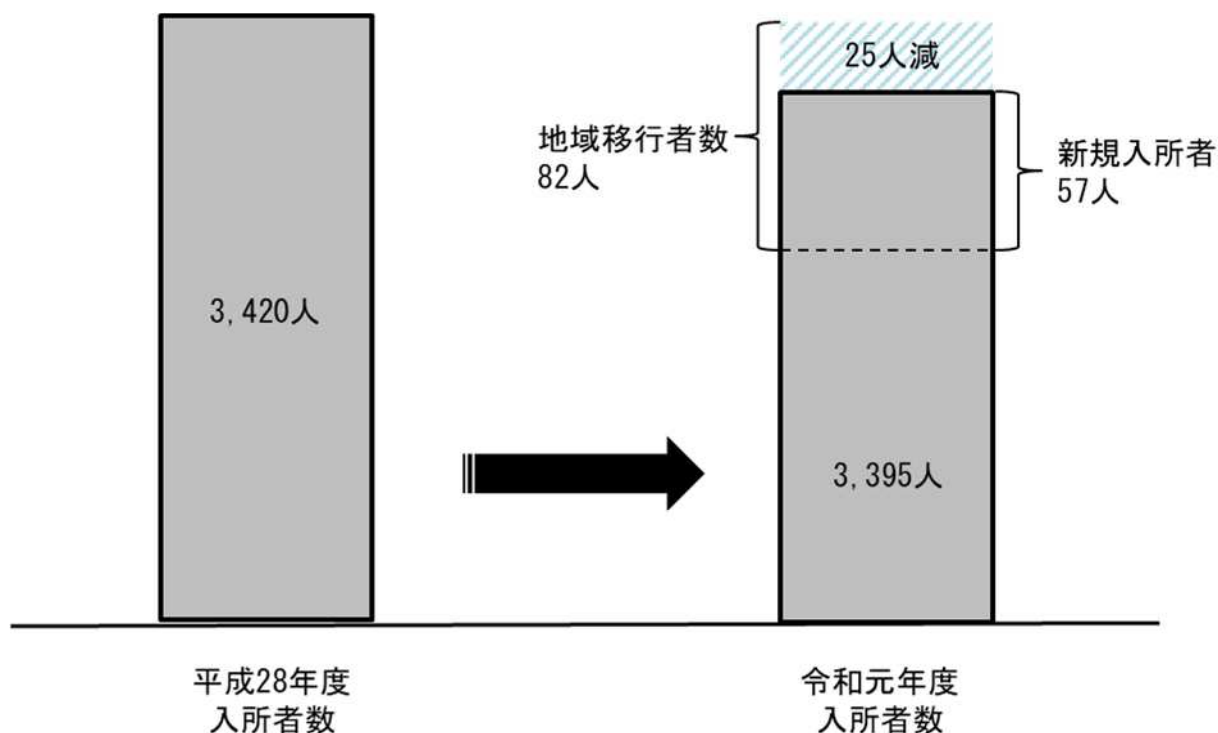
平成30年3月に策定した第5期計画に定めている、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等の整備、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障害児支援の提供体制の整備等についての、令和2年度目標値に対する実績（中間結果：令和元年度）は次のとおりです。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第5期計画では、平成28年度末時点の施設入所者3,420人のうち、令和2年度末までに地域生活に移行する者についての目標値を308人としていますが、令和元年度末での実績は82人となっています。

また、平成28年度末時点の施設入所者数を、令和2年度末で69人削減するという目標値については、令和元年度末での実績が25人となっています。

項目	数値	実績 (R 円)	達成率	考え方
(A) 平成28年度末時点の施設入所者数	3,420 人			平成28年度末時点において福祉施設に入所している障害者の数
(B) 令和2年度末時点の施設入所者数	3,351 人	3,395 人		令和2年度末時点において福祉施設に入所している障害者の数
【目標値】 (C) 地域生活移行者数	308 人	82 人	26.6%	(A)のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数 【国指針：平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上】
【目標値】 (D) 入所者の削減見込	69 人	25 人	36.2%	平成28年度末時点と比較した令和2年度末時点の施設入所者数の削減見込み(A)－(B) 【国指針：平成28年度末時点から2%以上削減】



② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期計画における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関連する項目についての目標値及び令和元年度における実績は次表のとおりです。

ア 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場

項目	数値	実績(R元)	考え方
【目標値】 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場	7か所	6か所	全ての圏域に設置 【国指針:全ての圏域ごとに設置することを基本】

※ 令和2年4月1日現在、全ての圏域に設置済み。

イ 精神病床における1年以上長期入院患者数

項目	数値	実績(R元)	考え方
【目標値】 精神病床における1年以上長期入院患者数 65歳以上	3,297人	3,688人	国の指針どおり 【国指針:国が提示する推計式により算定した長期入院患者数】
【目標値】 精神病床における1年以上長期入院患者数 65歳未満	1,720人	1,831人	国の指針どおり 【国指針:国が提示する推計式により算定した長期入院患者数】

ウ 精神病床における早期退院率

項目	数値	実績(H29)	達成率	考え方
【目標値】 入院後3か月時点の退院率	69%	53%	76.8%	【国指針：令和2年度において69%以上】
【目標値】 入院後6か月時点の退院率	84%	73%	86.9%	【国指針：令和2年度において84%以上】
【目標値】 入院後1年時点の退院率	90%	83%	92.2%	【国指針：令和2年度において90%以上】

③ 地域生活支援拠点等の整備

第5期計画における、地域生活支援拠点等の整備に関連する項目についての目標値及び令和元年度における実績は次表のとおりです。

項目	数値	実績(R元)	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の数	7か所	1か所	令和2年度末までに整備する地域生活支援拠点等の数 【国指針：市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備】

④ 福祉施設から一般就労への移行等

第5期計画における、福祉施設から一般就労への移行等に関連する項目についての目標値及び令和元年度における実績は次表のとおりとなっています。

ア 一般就労移行者数

項目	数値	実績(R元)	考え方
平成28年度の就労移行者数	183人		福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成28年度に一般就労に移行した者の数
【目標値】 就 労 移 行 者 数	275人	215人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：平成28年度実績の1.5倍以上】

※就労移行者数は就労移行等実態調査結果による

イ 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	実績(R元末)	考え方
平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	436人		
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	524人	346人	令和2年度末時点における就労移行支援事業の利用者数 【国指針：平成28年度実績から2割以上増加】

ウ 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

項目	数値	実績(R元末)	考え方
令和2年度末時点の就労移行支援の事業所数		45	
令和2年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数		9	
【目標値】 就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割	2割	令和2年度末時点における就労移行率が3割以上の事業所の数 【国指針：5割以上】

エ 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率

項目	数値	実績(R元)	考え方
平成30年度に就労定着支援の支給決定を受けた者		23	
上記のうち利用期間が1年を経過した者		22	
【目標値】 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	80%	96%	令和2年度末時点における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率 【国指針：80%以上】

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

第5期計画における、障害児支援の提供体制の整備等に関連する項目についての目標値及び平成30年度末の実績は次表のとおりとなっています。

項目	数値	実績	考え方
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける 【国指針：平成30年度末までに設置】

(2) 指定障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとのサービス見込量に対する実績

第5期計画における、指定障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）、相談支援のサービス見込量に対する実績は次のとおりです。

① 訪問系サービス

区分	単位	見込量			実績		
		H30	R元	R2	H30	R元	R2
居宅介護 重度訪問介護	時間	64,682	68,444	72,210	63,680	68,560	74,319
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	2,667	2,847	3,029	2,617	2,659	2,668

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

② 日中活動系サービス

区分	単位	見込量			実績		
		H30	R元	R2	H30	R元	R2
生活介護	人日	111,397	114,382	117,388	108,759	110,387	111,640
	人	5,501	5,642	5,782	5,422	5,497	5,528
自立訓練（機能訓練）	人日	547	597	680	669	567	457
	人	30	33	38	41	32	29
自立訓練（生活訓練）	人日	4,231	4,337	4,374	3,872	3,801	3,371
	人	331	337	341	295	284	264
就労移行支援	人日	8,503	9,053	9,408	6,922	6,009	6,195
	人	515	549	571	421	359	361
就労継続支援（A型）	人日	28,821	31,182	33,449	25,813	26,118	26,175
	人	1,513	1,633	1,750	1,351	1,364	1,356
就労継続支援（B型）	人日	93,964	98,623	103,274	99,901	107,599	112,710
	人	5,542	5,825	6,112	5,919	6,358	6,634
就労定着支援	人	104	139	177	10	52	78
療養介護	人	459	468	469	458	456	455
短期入所（福祉型）	人日	6,163	6,491	6,855	4,490	4,757	4,119
	人	733	773	814	569	603	449
短期入所（医療型）	人日	327	385	442	417	450	304
	人	69	81	91	75	77	49

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

③ 居住系サービス

区分	単位	見込量			実績		
		H30	R元	R2	H30	R元	R2
自立生活援助	人	35	51	64	1	6	19
共同生活援助	人	2,270	2,406	2,563	2,252	2,424	2,568
施設入所支援	人	3,386	3,369	3,351	3,437	3,411	3,388

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

④ 相談支援

区分	単位	見込量			実績		
		H30	R元	R2	H30	R元	R2
計画相談支援	人	2,755	2,962	3,149	2,934	3,381	3,908
地域移行支援	人	66	90	118	8	10	13
地域定着支援	人	31	43	61	7	6	12

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

⑤ サービス種類別事業所数の推移（その1）

時点	訪問系					日中活動系							
	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
H30.4.1	277	267	120	39	0	179	57	70	86	311	0	3	113
H31.4.1	269	257	116	33	0	194	55	64	85	329	11	4	120
R2.4.1	277	264	116	32	0	208	49	55	80	335	12	4	127

⑤ サービス種類別事業所数の推移（その2）

時点	居住系			相談系			障害児通所					障害児入所		障害児相談支援
	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	福祉型児童入所支援	医療型児童入所支援	
H30.4.1	0	147	78	188	67	67	187	240	66	0	0	8	3	159
H31.4.1	4	159	76	198	62	60	210	282	79	0	3	8	3	164
R2.4.1	7	173	76	207	63	62	222	304	81	0	4	8	3	170

(3) 地域生活支援事業の種類ごとの見込量に対する実績

第5期計画における、地域生活支援事業の実績は、次のとおりです。

① 専門性の高い相談支援事業

事業名	単位	見込量		実績	
		H30	R元	H30	R元
発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	1	1	1	1
	利用者数	850	850	849	668
高次脳機能障害者支援センター事業	設置数	1	1	1	1
	相談件数	600	600	516	530
	研修開催回数	3	3	2	3
	研修会参加者数	350	350	280	286

② 広域的な支援事業

事業名	単位	見込量		実績	
		H30	R元	H30	R元
県相談支援体制整備事業	実施箇所数	1	1	1	1
県自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1	1

③ 人材育成事業

事業名	単位	見込量		実績	
		H30	R元	H30	R元
相談支援従事者初任者研修	開催回数	1	1	1	1
	参加者数	210	210	192	187
相談支援従事者現任研修	開催回数	1	1	1	1
	参加者数	70	70	119	177
相談支援従事者専門コース別研修	開催回数	1	1	1	1
	参加者数	70	70	53	45
サービス管理責任者研修 (児童発達支援管理責任者含む)	開催回数	1	1	1	
	参加者数	520	520	602	
強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修)	開催回数	2	2	2	2
	参加者数	270	270	481	352
強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)	開催回数	2	2	2	2
	参加者数	250	250	248	154
手話通訳者養成研修事業	開催回数	2	2	1	1
	参加者数	40	40	10	8
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	開催回数	2	2	1	1
	参加者数	20	20	5	5
音声機能障害者発声 訓練指導者養成事業	開催回数	1	1	1	1
	参加者数	4	4	6	4
障害支援区分認定調査員等研修事業 (審査会委員研修, 主治医研修含む)	開催回数	25	25	28	26
	参加者数	300	300	306	274

④ その他事業

事業名	単位	見込量		実績	
		H30	R元	H30	R元
障害者ITサポートセンター運営事業	実施箇所数	1	1	1	1
	相談件数	30	30	90	68

(4) 障害児を対象としたサービスの種類ごとの見込量に対する実績

第5期計画における、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等のサービス見込量に対する実績は次のとおりです。

① 障害児通所支援

区分	単位	見込量			実績		
		H30	R元	R2	H30	R元	R2
児童発達支援	人日	33,330	37,113	40,385	34,082	35,859	37,137
	人	4,004	4,341	4,706	4,398	4,691	4,637
放課後等デイサービス	人日	40,399	46,344	52,352	41,899	48,033	55,953
	人	3,629	4,125	4,625	3,868	4,539	5,153
保育所等訪問支援	人日	263	317	369	309	374	471
	人	186	229	272	284	327	383
医療型児童発達支援	人日	30	30	165	0	0	0
	人	1	1	9	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	91	121	169	0	2	11
	人	23	30	40	0	1	4

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 「人日」とは、(月間の利用者数) × (平均利用日数)

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

② 障害児入所支援

区分	単位	見込量			実績		
		H30	R元	R2	H30	R元	R2
福祉型児童入所支援	人	134	137	140	131	129	124
医療型児童入所支援	人	66	64	62	73	75	68

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

③ 障害児相談支援

区分	単位	見込量			実績		
		H30	R元	R2	H30	R元	R2
障害児相談支援	人	1,828	2,125	2,439	1,748	1,981	2,479

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

④ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区分	単位	見込量			実績		
		H30	R元	R2	H30	R元	R2
コーディネーターの配置人数	人	12	18	36	10	18	33

⑤ 発達障害者に対する支援

区分	見込量			実績		
	H30	R元	R2	H30	R元	R2
発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	1回	1回	1回	0回	—
発達障害者支援センターによる相談支援件数	850件	850件	850件	849件	668件	—
発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	30件	35件	40件	5件	3件	—
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	20件	25件	30件	22件	13件	—
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	30件	30件	30件	65件	21件	—

[参考]

発達障害児等に対する支援

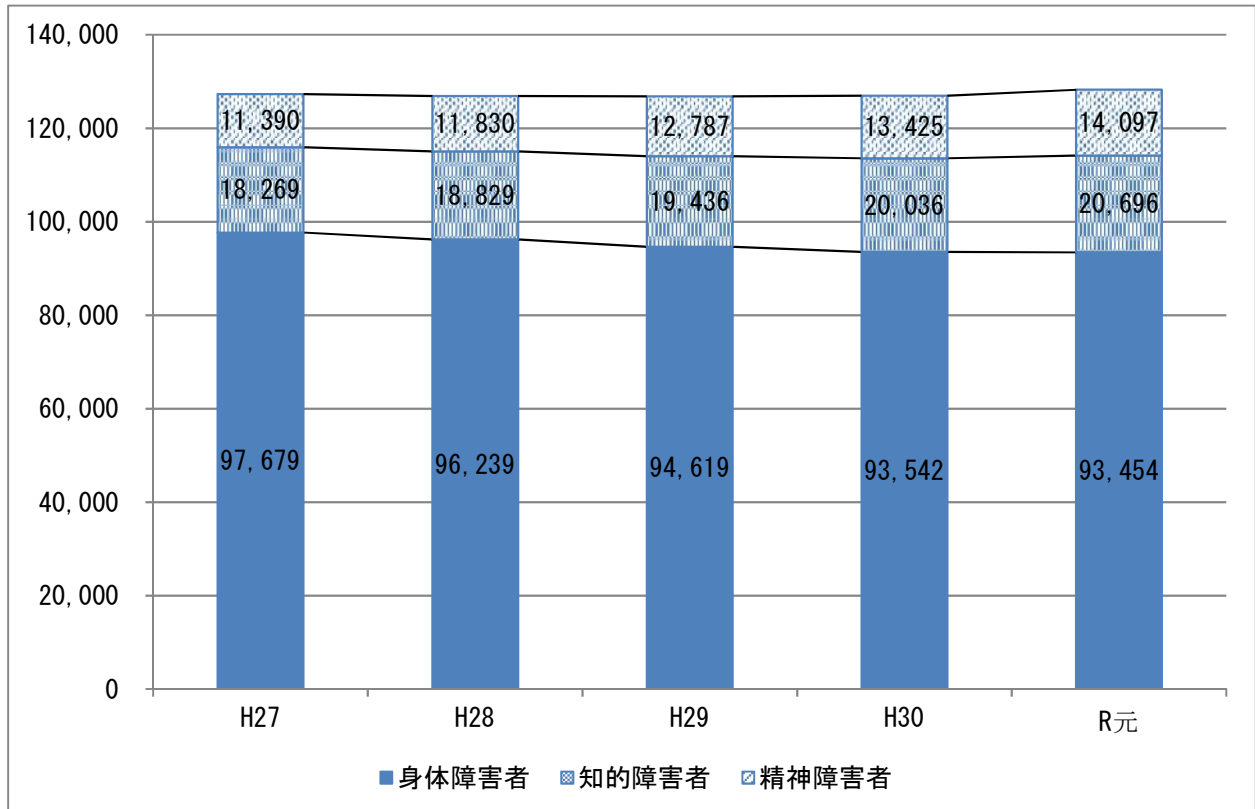
区分	実績		
	H30	R元	R2
発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	0回	—
こども総合療育センターによる相談支援件数	[849件] 3,871件	[668件] 3,857件	—
こども総合療育センターによる診察件数	8,680件	7,898件	—
こども総合療育センターによる療育指導件数	3,656件	3,071件	—
こども総合療育センターの関係機関への助言件数	[5件] 48件	[3件] 55件	—
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	22件	13件	—
こども総合療育センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	[65件] 392件	[21件] 302件	—
障害児等療育支援事業	9か所	11か所	—

※ こども総合療育センターの相談支援件数等には、発達障害者支援センターの件数を含む。

※ 上段（[]内）については、発達障害者支援センターの件数。

第4章 目標値，サービス見込量等

第1節 本県の障害者の現状



(1) 身体障害者

身体障害者手帳の交付数は令和元年度末で93,454人となっており，平成29年度末の94,619人と比較すると1,165人，1.2%の減となっています。

① 年齢別身体障害者手帳交付状況

(単位：人)

項目	平成29年度末		令和元年度末		R元/H29
	数	構成比	数	構成比	
18歳未満	1,416	1.5%	1,376	1.5%	97.2%
18～64歳	21,991	23.2%	20,769	22.2%	94.4%
65歳以上	71,212	75.3%	71,309	76.3%	100.1%
計	94,619	100.0%	93,454	100.0%	98.8%

② 内容・程度別身体障害者手帳交付状況（令和元年度末）

（単位：人）

項目	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	2,658	2,081	413	351	727	379	6,609
聴覚障害	318	2,204	1,203	2,428	42	3,791	9,986
言語障害	50	73	463	300	0	0	886
肢体不自由	10,296	11,210	8,743	11,447	4,556	2,590	48,842
内部障害	14,824	358	5,122	6,827	0	0	27,131
計	28,146	15,926	15,944	21,353	5,325	6,760	93,454

(2) 知的障害者

療育手帳の交付者数は令和元年度末で20,696人となっており、平成29年度末の19,436人と比較すると1,260人、6.5%の増となっています。

① 年齢別療育手帳交付状況

（単位：人）

項目	平成29年度末		令和元年度末		R元/H29
		構成比		構成比	
18歳未満	3,642	18.7%	3,924	19.0%	107.7%
18～64歳	12,734	65.5%	13,222	63.9%	103.8%
65歳以上	3,060	15.7%	3,550	17.2%	116.0%
計	19,436	100.0%	20,696	100.0%	106.5%

② 年齢・程度別療育手帳交付状況（令和元年度末）（単位：人）

項目	重度	中・軽度	計
18歳未満	1,066	2,858	3,924
18～64歳	5,792	7,430	13,222
65歳以上	1,959	1,591	3,550
計	8,817	11,879	20,696

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付数は令和元年度末で14,097人となっており、平成29年度末の12,787人と比較すると1,310人、10.2%の増となっています。

① 年齢別精神障害者保健福祉手帳交付状況

（単位：人）

項目	平成29年度末		令和元年度末		R元/H29
		構成比		構成比	
18歳未満	141	1.1%	217	1.5%	153.9%
18～64歳	9,798	76.6%	10,545	74.8%	107.6%
65歳以上	2,848	22.3%	3,335	23.7%	117.1%
計	12,787	100.0%	14,097	100.0%	110.2%

② 程度別精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：人)

項目	平成 29 年度末		令和元年度末		R 元/H29
		構成比		構成比	
1 級	364	2.8%	571	4.1%	156.9%
2 級	9,697	75.8%	10,599	75.2%	109.3%
3 級	2,726	21.3%	2,927	20.8%	107.4%
計	12,787	100.0%	14,907	100.0%	110.2%

③ 入院・通院別状況（実数）

(単位：人)

項目	平成 29 年	令和元年	R 元/H29
入院患者	8,440	8,435	99.9%

※各年 6 月末時点

(単位：人)

項目	平成 29 年度末	令和元年度末	R 元/H29
通院患者	24,237	25,989	107.2%

※自立支援医療（精神通院）受給者証の発行数

(4) 難病等患者

難病による障害福祉サービスの支給決定者数（障害者手帳の取得などにより障害福祉サービスの支給が決定した者を除く）は、令和元年度で 52 人です。

(5) 発達障害児

発達障害が疑われる子どもの数については、本県及び文部科学省が実施した実態調査結果に基づき、令和 2 年度の保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校、高校等に在籍する園児・児童・生徒数から算出すると、約 1 万 3 千人と推計されます。

区分	在籍者数 (人)	発達障害が疑われる子どもの割合 (%)	発達障害児の数 [推計] (人)	割合の根拠
保育所	26,009	4.9	1,274	県障害福祉課による平成 21 年度実態調査結果
幼稚園	9,570		469	
認定こども園	21,169		1,037	
小計	56,748		2,780	
小学校	89,707	7.7	6,907	文部科学省による平成 24 年度実態調査結果
中学校	44,906	4.0	1,796	
高校	42,787	2.2	941	文部科学省による平成 21 年度分析・推計結果
計	234,148		12,424 (約 1 万 3 千人)	

(6) 医療的ケア児（調査時点 令和2年7月1日）

医療的ケア児（20歳未満）の数 242人

（医療的ケア児が成長し、20歳以上となった者を含めると291人）

(7) 障害福祉サービス利用者数

障害者手帳所持者数と障害福祉サービス利用者数

（単位：人）

項目	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末
手帳所持者数	127,338	126,898	126,842	127,003	128,247
サービス利用者数	14,685	15,336	15,980	16,437	16,857
サービス利用者割合	11.5%	12.1%	12.6%	12.9%	13.1%

※ サービス利用者数は、障害福祉サービスの月平均利用者数（実数）

第2節 第6期計画の成果目標

計画期間の最終年度である令和5年度における成果目標は次のとおりとします。

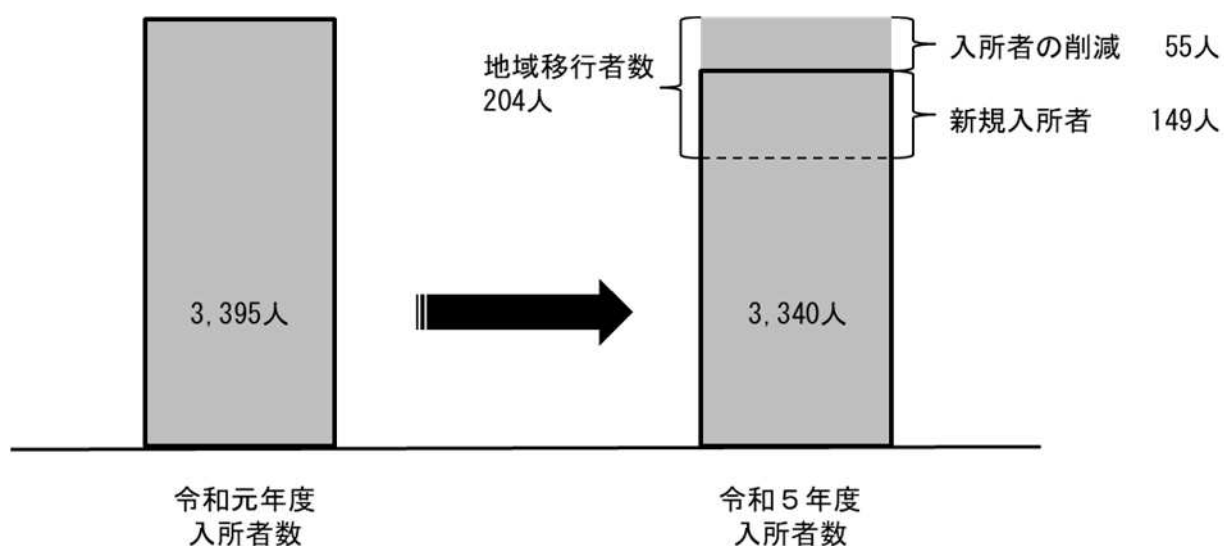
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 令和5年度目標値

令和元年度末時点の施設入所者3,395人のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者についての目標値は、国指針や市町村の目標値を踏まえ、204人（6%）とします。

また、令和元年度末時点の施設入所者数の、令和5年度末における削減についての目標値は、国指針や市町村の目標値を踏まえ、55人（1.6%）とします。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	3,395人	令和元年度末時点において福祉施設に入所している障害者の数
目標年度末時点の施設入所者数（B）	3,340人	令和5年度末時点において福祉施設に入所している障害者の数
【目標値】 地域生活移行者数	人数	204人
	割合	6%
		令和元年度末時点の施設入所者（A）のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数 【国指針：令和元年度末の施設入所者数の6%以上】
【目標値】 施設入所者数の削減見込（A-B）	人数	55人
	割合	1.6%
		令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の施設入所者数の削減見込 【国指針：令和元年度末から1.6%以上削減】



② 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

計画期間における指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、市町村の目標値等を踏まえ、次のとおり設定します。

項目	R元 施設入所者数	必要入所定員総数		
		R3	R4	R5
必要入所定員総数	3,395人	3,369人	3,356人	3,340人

③ 地域生活移行支援のための方策

地域生活への移行を進めるためには、地域における安心した暮らしを支援する体制が必要であり、相談支援体制の充実をはじめとした取組により地域生活への移行を支援します。

- ・ 障害や障害者等に対する県民の理解を促進するため、広報・啓発活動を実施します。
- ・ 地域における総合的な相談支援体制の整備、障害福祉サービスの提供に従事する責任者や専門職員等の育成、地域の自立支援協議会の充実に努めます。
- ・ 「自立生活援助」の提供体制の確保や、「住まいの場」としてのグループホームの整備を促進します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 令和5年度目標値

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数については、令和5年度における目標値を、国指針において示された基本値をもとに316日以上とします。

精神病床における1年以上長期入院患者数についての令和5年度における目標値は、国が提示する推計式を用い65歳以上は2,959人、65歳未満は1,364人とします。

また、精神病床における早期退院率についての令和5年度における目標値は、国指針において示された基本値をもとに、入院後3か月時点の退院率69%、入院後6か月時点の退院率86%、入院後1年時点の退院率92%とします。

ア 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

項目	数値	考え方
【目標値】 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	国指針どおり 【国指針：令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上】

イ 精神病床における1年以上長期入院患者数

項目	数値	考え方
【目標値】 精神病床における1年以上長期入院患者数 65歳以上	2,959人	国指針どおり 【国指針：国が提示する推計式により算定した長期入院患者数】
【目標値】 精神病床における1年以上長期入院患者数 65歳未満	1,364人	国指針どおり 【国指針：国が提示する推計式により算定した長期入院患者数】

ウ 精神病床における早期退院率

項目	数値	考え方
【目標値】 入院後3か月時点の退院率	69%	【国指針：69%以上】
【目標値】 入院後6か月時点の退院率	86%	【国指針：86%以上】
【目標値】 入院後1年時点の退院率	92%	【国指針：92%以上】

② 活動指標

①の目標値を達成するために必要な量（活動指標）について、次のとおり設定します。

区分	見込量（人）			
	R3	R4	R5	
精神障害者の地域移行支援	52	59	76	
精神障害者の地域定着支援	46	57	76	
精神障害者の共同生活援助	1,006	1,064	1,120	
精神障害者の自立生活援助	45	48	57	
精神病床における退院患者の退院後の行き先	在宅	4,450	4,450	4,450
	障害福祉施設	500	500	500
	合計	4,950	4,950	4,950

③ 地域生活への移行等のための方策

精神障害者の地域移行を推進するために、精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場を通じて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指し、圏域における現状分析と目標の設定、具体策の検討等を行い、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な支援体制の構築に努めます。

- ・ 長期入院精神障害者の退院支援を促進するため、各保健所において研修会等を実施するとともに、相談支援事業所等においてピアサポーターを活用し、長期入院精神障害者の退院意欲の喚起や地域移行を促進します。

- ・ 精神障害者が、入院から在宅まで一環した治療方針のもと、障害福祉サービスや介護保険サービス等様々なサービスと協働しつつ、必要な医療及び福祉サービス等を総合的に受けられる体制の整備を図るため、医療機関と障害福祉サービス及び介護保険サービス事業所等の有機的な連携の強化に努めます。
- ・ 精神障害者の地域移行を推進するためには、グループホームなど、住まいの場の確保が重要であることから、医療機関と連携して、病院資源のグループホームなどの活用の検討を行うとともに、県居住支援協議会等と連携し、精神障害者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ります。
- ・ 地域移行後の精神障害者の急性増悪時に対応できるよう、日祝年末年始の病院群輪番方式による当番病院や精神科救急情報センターを整備し、消防機関等からの受入要請等に対応しています。
平成27年10月からは、平日夜間・祝日等の電話相談窓口を設置したほか、精神科救急地域拠点病院を県内2か所指定し、県立始良病院と連携して、かかりつけ病院や休日等の当番病院が対応困難な精神障害者の救急医療に対応しています。平成31年4月1日からは、高度医療を要し身体合併症を有する精神障害者への救急医療体制を整備しています。
- ・ 地域における受け入れ基盤の拡充を図るために、保健所等を通じて、市町村における精神障害者の社会復帰を支援するとともに、一般住民に対する地域移行の理解促進のための広報啓発に努めます。
- ・ 精神障害者が地域で安定した生活を維持するために、通院の継続やデイケア等への参加により病状の安定を図る必要があり、そのためには移動手段の確保は欠かせないことから、精神障害者保健福祉手帳の取得及び利用促進を図るとともに、公共交通機関の運賃割引等の優遇措置の対象拡大に努めます。
- ・ 患者本位の医療を提供するため、多様な精神疾患等ごとの受診可能な医療機関の一覧表を保健医療計画やホームページに掲載し、精神医療機関の役割分担や相互の連携体制の整備を図ります。
- ・ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症（以下「依存症」という。）に対する誤解、偏見を解消するため、関係機関等と連携して、県民の理解促進に努めます。
- ・ 患者本人やその家族が依存症からの回復を図るため、依存症専門相談、依存症回復支援プログラム、家族ミーティング等による支援を行い、相談拠点である精神保健福祉センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。
- ・ また、アルコール健康障害対策推進計画に加え、今後ギャンブル等依存症対策推進計画を新たに策定し、依存症専門医療機関や依存症治療拠点機関を選定して医療体制を整備するなど、依存症対策に取り組みます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

① 「地域生活支援拠点」

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等

による地域の体制づくりを行う，居住支援機能と地域支援機能を併せ持つ多機能拠点です。

今後，障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて，これらの機能をさらに強化する必要があることから，その整備について，市町村の取組を支援します。

② 令和5年度目標値

地域生活支援拠点等については，令和5年度末までに，障害保健福祉圏域ごとに少なくとも1つの整備を目指します。

ア 地域生活支援拠点等

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の数	7か所	国指針どおり（令和5年度末時点までに整備した地域生活支援拠点等の数） 【国指針：各市町村又は各圏域に1つ整備】

イ 運用状況の検証及び検討

項目	数値	考え方
【目標値】 運用状況の検証及び検討	年1回	国指針どおり 【国指針：年1回以上運用状況を検証及び検討する】

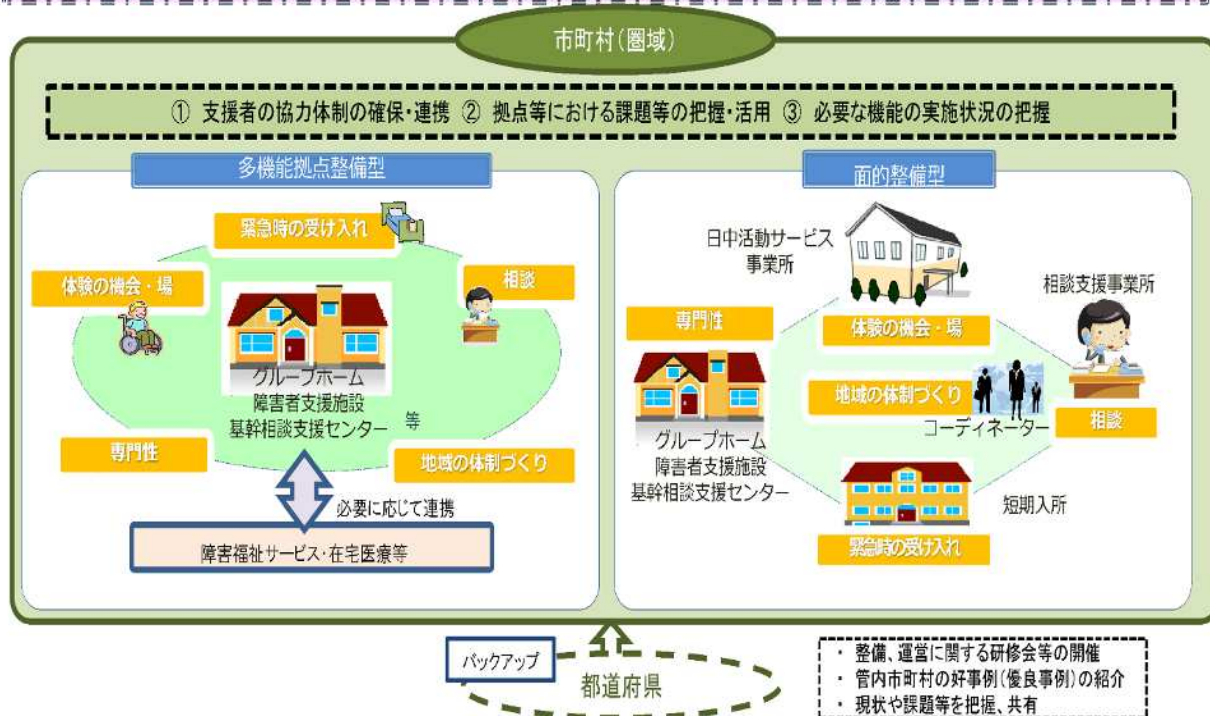
③ 地域生活支援拠点等の整備のための方策

多機能拠点整備型だけではなく，地域における既存の複数の施設，事業者及び関係機関が機能を分担して担う面的整備型についても検討します。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 令和5年度目標値

令和5年度中において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者についての目標値は、国指針等を踏まえ、令和元年度の1.27倍とします。

なお、今回の計画から、就労系事業所それぞれについて目標を設定しています。

令和5年度における就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合についての目標値は、国指針では7割を基本としていますが、事業所の数が少なく、今後のサービス見込量の増が望めないため、5割とします。

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合についての目標値は、国指針等を踏まえ、7割とします。

ア 一般就労移行者数

項目		数値	考え方
令和元年度の就労移行者数	人数	215人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和元年度に一般就労に移行した者の数
【目標値】 一般就労への就労移行者数	人数	274人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：令和元年度実績の1.27倍以上】
	倍率	1.27倍	
就労移行支援事業	人数	84人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：令和元年度実績の1.30倍以上】
	倍率	1.30倍	
就労継続支援A型事業	人数	82人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：令和元年度実績の1.26倍以上】
	倍率	1.26倍	
就労継続支援B型事業	人数	105人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：令和元年度実績の1.23倍以上】
	倍率	1.23倍	

イ 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合	5割	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合 【国指針：就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合が7割】

ウ 就労定着支援事業による就労定着率

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数 【国指針：7割以上】

② 活動指標

①の目標値を達成するために必要な量（活動指標）について、次のとおり設定します。

項目	数値	考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	271人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労へ移行する者の数
障害者に対する職業訓練の受講者数	10人	令和5年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち職業訓練を受講する者の数
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	167人	令和5年度における福祉施設から公共職業安定所への誘導者数
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	109人	令和5年度における福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	154人	令和5年度において福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数

③ 就労支援のための方策

鹿児島労働局、商工労働水産部及び教育庁等と連携を図り、次の取組等により一般就労への移行を支援します。

- ・ 就労移行支援事業所と公共職業安定所等との連携を促進して、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）や職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業の活用を推進します。
- ・ 障害者の職業生活における自立を図るため、障害者の就業並びにこれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど必要な支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を県内7か所に設置しており、鹿児島労働局や「鹿児島障害者職業センター」等との連携の強化を図ります。
- ・ 県の物品調達や庁舎等の管理において、障害者雇用促進企業等における優遇措置を実施して、引き続き受注機会の拡大を支援します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 令和5年度目標

障害児支援の提供体制の整備等についての目標は、国指針等を踏まえ、次のとおり設定します。

ア 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

項目	目標
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。

イ 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

項目	目標
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、県、各圏域又は各市町村において、令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

② 目標達成のための方策

- ・ 難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めます。

また、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置を進めるほか、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の活用を図ります。

- ・ 医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材（医療的ケア児等コーディネーター）を養成するとともに、その周知や活用を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 令和5年度目標

相談支援体制の充実・強化等についての目標は、国指針等を踏まえ、次のとおり設定します。

項目	目標
相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施など相談支援体制の充実・強化等に向けた体制を確保する。

② 目標達成のための方策

- ・ 地域の自立支援協議会や、障害保健福祉圏域ごとに設置されている「県地域連絡協議会」を活用して、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等から成るネットワークを構築し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、相談支援従事者に対する研修等を実施し、相談支援に携わる人材育成に努めます。

- ・ 障害者等に対する総合的な相談支援体制の中核的役割を担う存在として、各市町村における基幹相談支援センターの設置を促進します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 令和5年度目標

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築についての目標は、国指針等を踏まえ、次のとおり設定します。

項目	目標
サービスの質の向上を図るための体制の構築	令和5年度末までに、指導監査結果の関係市町村との共有など障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

② 目標達成のための方策

- ・ 障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくためには、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築していくことが必要であることから、障害福祉サービス事業者等に対し実施している指導監査の結果を、必要に応じて、関係市町村と共有し、連携して事業所等に対する助言・指導等に努めます。

第3節 指定障害福祉サービスの見込量と確保策

指定障害福祉サービスの見込量については、市町村の実情やニーズを把握した上で、障害者等の自立と社会参加を促進するための確保策と併せて次のとおりとします。

(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとのサービス見込量

① 訪問系サービス

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	63,680	68,560	74,319	78,194	82,271	86,561
	人	2,617	2,659	2,668	2,807	2,951	3,103

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

② 日中活動系サービス

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
生活介護	人日	108,759	110,387	111,640	113,485	115,359	117,264
	人	5,422	5,497	5,528	5,615	5,702	5,790
自立訓練（機能訓練）	人日	669	567	457	472	487	502
	人	41	32	29	31	32	33
自立訓練（生活訓練）	人日	3,872	3,801	3,371	3,546	3,730	3,923
	人	295	284	264	273	281	291
就労移行支援	人日	6,922	6,009	6,195	6,523	6,868	7,231
	人	421	359	361	390	418	449
就労継続支援（A型）	人日	25,813	26,118	26,175	26,759	27,355	27,964
	人	1,351	1,364	1,356	1,390	1,424	1,459
就労継続支援（B型）	人日	99,901	107,599	112,710	117,729	122,972	128,449
	人	5,919	6,358	6,634	6,937	7,254	7,586
就労定着支援	人	10	52	78	82	87	92
療養介護	人	458	456	455	461	465	468
短期入所（福祉型）	人日	4,490	4,757	4,119	4,227	4,335	4,446
	人	569	603	449	460	471	482
短期入所（医療型）	人日	417	450	304	319	334	350
	人	75	77	49	51	51	52

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

③ 居住系サービス

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
自立生活援助	人	1	6	19	50	58	63
共同生活援助	人	2,252	2,424	2,568	2,660	2,756	2,855
施設入所支援	人	3,437	3,411	3,388	3,344	3,300	3,257

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

④ 相談支援

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	人	2,934	3,381	3,908	4,103	4,308	4,524
地域移行支援	人	8	10	13	51	65	85
地域定着支援	人	7	6	12	40	53	69

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

(2) 見込量確保のための方策

- ・ 障害者基幹相談支援センターの設置の促進

地域の相談支援体制の中核的役割を担う拠点として、障害者等に対する総合的かつ専門的な相談支援や相談支援事業者への指導や助言を行う、基幹相談支援センターの設置を促進します。

- ・ 相談支援ネットワークの構築

地域の総合的な相談支援体制の整備・充実を図るため、県障害者自立支援協議会や県地域連絡協議会、県内アドバイザー派遣による指導・調整等の広域的支援により、地域の自立支援協議会の活性化を図り、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等によるネットワークの構築を促進します。

- ・ 相談支援従事者研修

計画相談・地域移行・地域定着支援を行う相談支援専門員の人材を育成するため、相談支援従事者研修を実施します。

- ・ サービス管理責任者等研修

個別支援計画の作成、職員への技術指導や助言等を行うサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の人材を育成するため、サービス管理責任者等研修を実施します。

- ・ 同行援護従業者養成研修

視覚障害者等の外出時の移動に必要な情報提供、介護等に関する知識及び技術を習得する人材を育成するため、同行援護従業者養成研修を実施します。

- ・ 強度行動障害支援者養成研修

自傷、他害行為などの強度行動障害者等への適切な支援、知識及び技法を習得する人材を育成するため、強度行動障害支援者養成研修を実施します。

- ・ 喀痰吸引等研修
安全かつ適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる人材を養成するため、喀痰吸引等研修を実施します。

- ・ 重度訪問介護従業者養成研修
重度の障害者(児)に対する障害福祉サービスの提供体制を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修を実施します。

第4節 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の種類ごとの見込み

地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じ、県又は市町村が柔軟な形態により事業を実施できます。県においては、専門性の高い相談支援事業や広域的な支援事業などを実施しており、種類ごとの見込量は次のとおりとします。

① 専門性の高い相談支援事業

事業名	単位	実績		見込量		
		H30	R元	R3	R4	R5
発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用者数	849	668	800	800	800
高次脳機能障害者支援センター事業	設置数	1	1	1	1	1
	相談件数	516	530	550	550	550
	研修開催回数	2	3	3	3	3
	研修会参加者数	280	286	300	300	300

② 広域的な支援事業

事業名	単位	実績		見込量		
		H30	R元	R3	R4	R5
県相談支援体制整備事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
県自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1	1	1

③ 人材育成事業

事業名	単位	実績		見込量		
		H30	R元	R3	R4	R5
相談支援従事者初任者研修	開催回数	1	1	1	1	1
	参加者数	192	187	110	110	110
相談支援従事者現任研修	開催回数	1	1	1	1	1
	参加者数	119	177	110	110	110
相談支援従事者専門コース別研修	開催回数	1	1	1	1	1
	参加者数	53	45	60	60	60
サービス管理責任者研修(基礎) (児童発達支援管理責任者含む)	開催回数		1	1	1	1
	参加者数		416	450	450	450
サービス管理責任者研修(更新) (児童発達支援管理責任者含む)	開催回数		1	1	1	1
	参加者数		381	300	300	300
サービス管理責任者研修(実践) (児童発達支援管理責任者含む)	開催回数			1	1	1
	参加者数			400	400	400
強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修)	開催回数	2	2	2	2	2
	参加者数	481	352	270	410	410

強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)	開催回数	2	2	2	2	2
	参加者数	248	154	310	310	310
手話通訳者養成研修事業	開催回数	1	1	2	2	2
	参加者数	10	8	40	40	40
要約筆記者養成研修事業	開催回数	1	1	1	1	1
	参加者数	14	14	20	20	20
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	開催回数	1	1	1	1	1
	参加者数	5	5	10	10	10
失語症者向け意思疎通支援者 指導者養成研修事業	開催回数	1	1	1	1	1
	参加者数	2	2	2	2	2
失語症者向け意思疎通支援者 養成研修事業	開催回数	—	—	1	1	1
	参加者数	—	—	10	10	10
音声機能障害者発声訓練・ 指導者養成事業	開催回数	1	1	1	1	1
	参加者数	6	4	5	5	5
障害支援区分認定調査員等研修事業 (審査会委員研修, 主治医研修含む)	開催回数	28	26	25	25	25
	参加者数	306	274	300	300	300

④ その他事業

事業名	単位	実績		見込量		
		H30	R元	R3	R4	R5
障害者ITサポートセンター運営事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	相談件数	90	68	60	60	60
手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	手話通訳者派遣回数	20	26	30	30	30
	要約筆記者派遣回数	25	14	20	20	20
盲ろう者通訳・介助員派遣事業	派遣回数	101	49	70	70	70

(2) 地域生活支援事業の事業内容

① 専門性の高い相談支援事業

ア 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援法に基づき、自閉症等の発達障害者及びその家族等に対し、支援を行う発達障害者支援センターを県こども総合療育センター内に設置しています。

支援センターにおいては、本人及びその家族等からの発達に関する相談や就労・生活に関する相談に応じて、専門的な指導や助言を行うとともに、地域において支援に携わる方々を対象とした研修会を開催するなど、人材の育成に取り組みます。また、普及啓発活動を行います。

イ 高次脳機能障害者支援センター事業

高次脳機能障害者に対するサービスの質の向上を図るための支援拠点機関として、平成20年9月から県精神保健福祉センター内に高次脳機能障害者支援センターを設置しています。

支援センターにおいては支援相談員を配置し、平成23年1月からは、高次脳機能障害者支援に関する医療機関の連携強化を進めるために、支援拠点病院及び各地域に支援協力病院を配置し、行政や就労支援機関等との連携を図りながら支援体制の整備に努めています。

今後は、さらに、就労・生活に関する相談及び支援等を行う相談支援事業所や支援協力病院等とのネットワークの充実・強化を図ります。

② 広域的な支援事業

○ 県相談支援体制整備事業

県障害者自立支援協議会や県地域連絡協議会、県内アドバイザー派遣による地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域の自立支援協議会の活性化を促進し、地域における相談支援体制・サービス提供体制の整備・充実を図ります。

③ 人材育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑になされるよう、次の研修を実施し、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成し、サービス等の質の向上を図ります。

ア 相談支援従事者研修

イ サービス管理責任者研修（児童発達支援管理責任者含む）

ウ 強度行動障害援護従事者研修

エ 手話通訳者養成研修事業

ろう者の意思疎通を支援するため、手話通訳者を養成します。

オ 要約筆記者養成研修事業

中途失聴者・難聴者の意思疎通を支援するため、要約筆記者を養成します。

カ 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成します。

キ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

言語機能障害のある者の意思疎通を支援するため、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

ク 失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修事業

ケ 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

疾病等により咽頭を全摘出し、音声機能を喪失した者に対し、社会復帰を促進するため発声訓練を行い、又訓練に携わる指導員を養成するため研修会に派遣します。

コ 障害支援区分認定調査員等研修事業（審査会委員研修、主治医研修含む）

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員及び主治医（意見書を記載する医師）に対する各研修を実施します。

④ その他事業

ア 障害者ITサポートセンター運営事業

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図り、ITを活用した障害者の自立及び社会参加を促進することを目的とし、障害者ITサポートセンターを拠点として、パソコン等情報通信機器の利用方法やパソコン利用による在宅就労等の相談支援、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行います。

イ 情報支援等事業

(ア) 聴覚障害者ビデオライブラリー設置事業

字幕入りDVDの製作委託・貸出を行い、テレビ・ラジオ等の音声情報を享受することのできない聴覚障害者の生活文化の向上を図り、社会参加と自立の促進を図ります。

(イ) 手話通訳者設置事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県障害者支援室内に配置し、県庁内での手話通訳業務（福祉行政相談、保健医療相談、就労相談等）のほか、各種大会での手話通訳等を行います。

(ウ) 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため、県内の障害者団体等が主催する広域的な会議・研修・講演会などに、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

(エ) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重複障害者（盲ろう者）に対して通訳・介助員を派遣して、盲ろう者の自立と社会参加の促進を図ります。

ウ 社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するために、スポーツ・文化芸術活動に関する事業や点訳奉仕員等を養成する社会参加促進事業を実施します。

- ・ 障害者社会参加推進センター運営事業
- ・ 身体障害者補助犬給付事業
- ・ 奉仕員養成研修事業（対象：点訳奉仕員、音訳奉仕員等）
- ・ 知的障害者社会活動総合推進事業
- ・ 障害者自立交流促進事業（ミニコンサート、スポーツ大会開催等）
- ・ その他

（精神障害者家族相互支援推進事業、障害者スポーツ指導員養成事業等）

第5節 障害児支援体制の確保

障害児支援体制の確保については、市町村の実情やニーズを踏まえて、次のとおりとします。

(1) 障害児を対象としたサービスの種類ごとのサービス見込量

① 障害児通所支援

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	人日	34,082	35,859	37,137	39,086	41,139	43,299
	人	4,398	4,691	4,637	4,888	5,151	5,429
放課後等デイサービス	人日	41,899	48,033	55,953	59,753	63,813	68,149
	人	3,868	4,539	5,153	5,510	5,891	6,299
保育所等訪問支援	人日	309	374	471	493	517	541
	人	284	327	383	400	415	431
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	129	192	231
	人	0	0	0	13	18	25
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	2	11	137	138	145
	人	0	1	4	26	27	31

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 「人日」とは、(月間の利用者数) × (平均利用日数)

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

② 障害児入所支援(必要入所定員総数)

区分	単位	実績			見込量(定員総数)		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
福祉型児童入所支援	人	131	129	124	122	121	119
医療型児童入所支援	人	73	75	68	64	59	56

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

③ 障害児相談支援

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
障害児相談支援	人	1,748	1,981	2,479	2,624	2,777	2,940

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

④ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区分	実績			見込量		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5
コーディネーターの配置人数	10	18	33	47	53	67

⑤ 発達障害児等に対する支援

区分	実績			見込量		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5
発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	0回	—	1回	1回	1回
こども総合療育センターによる相談支援件数	[849件] 3,871件	[668件] 3,857件	—	[700件] 3,900件	[700件] 3,900件	[700件] 3,900件
こども総合療育センターによる診察件数	8,680件	7,898件	—	8,300件	8,300件	8,300件
こども総合療育センターによる療育指導件数	3,656件	3,071件	—	3,400件	3,400件	3,400件
こども総合療育センターの関係機関への助言件数	[5件] 48件	[3件] 55件	—	[10件] 70件	[10件] 70件	[10件] 70件
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	22件	13件	—	25件	25件	25件
こども総合療育センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	[65件] 392件	[21件] 302件	—	[30件] 310件	[30件] 310件	[30件] 310件
障害児等療育支援事業	9か所	11か所	—	11か所	11か所	11か所
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	—	—	—	[10人] 30人	[10人] 30人	[10人] 30人
ペアレントメンターの人数	—	—	—	17人	17人	25人
ピアサポート活動への参加人数	—	—	—	10人	10人	10人

※ こども総合療育センターの相談支援件数等には、発達障害者支援センターの件数を含む。

※ 上段（[]内）については、発達障害者支援センターの件数。

(2) 見込量確保のための方策

障害児が身近な地域で継続的な支援を受けられるように、次の取組を進めます。

① 地域の自立支援協議会の活性化

地域において障害者等支援の主導的役割を果たす自立支援協議会に対して、県自立支援協議会及び地域連絡協議会による運営面の支援を行うことにより、地域の自立支援協議会の活性化を図ります。

② 相談支援従事者研修

障害児相談支援を行う相談支援専門員の人材を育成するため、相談支援従事者研修を実施します。

③ 児童発達支援管理責任者研修

個別支援計画の作成、職員への技術指導や助言等を行う児童発達支援管理責任者の人材を育成するため、児童発達支援管理責任者研修を実施します。

④ 障害児支援に係る関係機関への支援

地域において障害児支援の主体的な役割を担う市町村や療育関係機関等に対する指導、助言などの専門的支援を実施します。

⑤ 障害児入所支援

障害児入所施設については、児童福祉法の改正に伴い、令和3年度末までに障害児単独施設、障害児・者併設施設又は障害者単独施設に移行する必要があります。このため、18歳以上の者が入所する障害児入所施設については、今後の施設の方向性等について指導・助言を行い、円滑な事業移行を進めるとともに、障害児が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え市町村や関係機関との連携に努めます。

⑥ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、その周知や活用を図ります。

⑦ 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会を設置し、関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

⑧ こども総合療育センターによる発達障害児等への支援

県こども総合療育センターにおいて、子どもの発達に関する保護者や地域からの様々な相談に応じるほか、発達障害、知的障害、肢体不自由又はそれらの疑いのある子どもを対象に、

診療，療育，地域療育支援等を行います。

また，発達障害者支援法に基づき，県こども総合療育センター内に設置している発達障害者支援センターにおいて，本人及びその家族等からの発達に関する相談や就労・生活に関する相談に応じます。

⑨ 発達障害者地域支援マネージャーによる支援

支援体制の遅れている市町村を中心に，発達障害者地域支援マネージャーを派遣し，ネットワークの構築等に関して，必要な助言，指導を行い，適切な支援が受けられる体制の充実を図ります。

⑩ 発達障害地域支援専門員養成講座

地域における発達障害に関する相談・支援に従事する職員の専門性を高めるとともに，各地域で開催する支援者・住民向けの講演会や，支援方法等に関する講習会の講師を務めるなど，住民に身近な地域で発達障害に関する普及啓発・人材育成に関してスーパーバイズできる人材として養成した発達障害地域支援専門員について，更なる資質の向上を図ります。

⑪ 障害児等療育支援事業

地域における障害児等の生活を支えるため，障害児等に関する事業を実施する県内11か所の社会福祉法人等に対し，障害児等療育支援事業を委託しています。

受託法人等においては，訪問療育指導及び外来療育指導の実施や，保育所等の職員に対する療育技術の指導を行うとともに，県こども総合療育センター等との連携を図り，身近な地域で療育指導，相談等が受けられる体制の充実を図ります。

⑫ 発達障害児等の家族への支援

発達障害児をもつ保護者等に対し，発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶペアレントトレーニングや子どもの行動を適切に捉えることを目標としたペアレントプログラムを実施します。

また，発達障害児の子育て経験のある保護者をペアレントメンターとして養成し，県こども総合療育センターで実施するグループ相談会等での相談対応や，同センターの受診児及び保護者同士が，日常的な困りごとについて考える機会の提供等を行います。

【参考】障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標の設定(※)

区分	見込量(人)		
	R3	R4	R5
保育所	1,166	1,177	1,202
認定こども園	986	1,053	1,109
放課後等児童健全育成事業	1,017	1,061	1,104
幼稚園	239	233	213

※令和3年1月各市町村への調査結果に基づく

第6節 サービス等従事者の確保又は資質向上のために講ずる措置

(1) サービスの提供に係る人材の研修

障害者等に対するサービス等の質の向上を図るため、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要であることから、相談支援従事者研修（初任者研修・現任研修・専門コース別研修）、サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修等（基礎、更新、実践）を実施します。

(2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価制度の活用を推進します。また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

(3) 事業者に対する指導

指定障害福祉サービス事業者に対し、従業者、設備及び運営に関する基準等を周知徹底し、その遵守を求めるため実地指導を行います。

また、指定障害福祉サービス事業者等が行うサービスの内容が法令基準等に違反する疑いがあると認められる場合には、事実関係の把握や指導を実施してサービスの質の維持・向上に努めます。

(4) 障害者等に対する虐待の防止

障害者等に対する虐待は、障害者等の尊厳を害するものであり、自立や社会参加にとってその防止が極めて重要であることから、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、市町村や県労働局、県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センター等との連携を図り、障害者権利擁護・虐待防止研修を実施するなど、障害福祉サービス事業所における虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速な対応、再発の防止等に努めます。

また、障害を理由とする差別の解消のため、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の普及啓発を推進します。

(5) サービス等利用計画の評価の促進

指定相談事業者等が作成するサービス等利用計画について、市町村が評価（個々の利用者のニーズが把握されているか、それが活かされた計画になっているか、当該計画による支援の結果、目標とされた支援に到達するのか等）を実施することでサービスの質が向上するよう、県内アドバイザー制度の活用等により市町村を支援し、評価の実施を促進します。

第1節 計画の定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくこと（PDCAサイクル）が求められます。

(1) PDCAサイクルとは

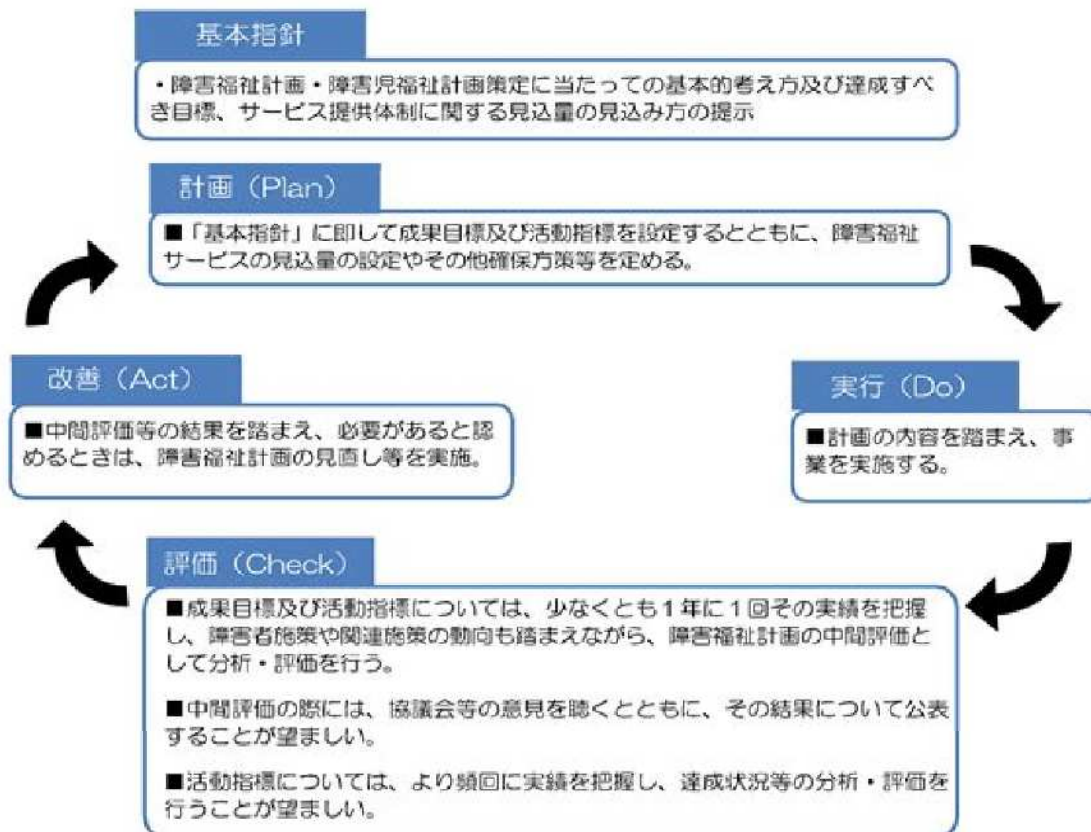
「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

(2) 計画におけるPDCAサイクル

計画の成果目標及び活動指標となる見込量については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、県障害者施策推進協議会及び県自立支援協議会の意見を求めます。

評価の結果、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

障害福祉計画・障害児福祉計画におけるPDCAサイクルイメージ



第2節 第6期計画の策定経緯

時期	内容
令和2年5月19日	国の策定指針告示
令和2年7月8日	市町村に対する第6期計画策定に係る説明会(書面開催)
令和2年8月～9月	市町村に対する第5期計画の実績調査
令和2年11月	障害者団体等への聞き取り調査
令和2年11月～12月	市町村に対するサービス見込量等調査
令和2年12月21日	第1回県自立支援協議会(骨子案協議)
令和2年12月23日	第1回県障害者施策推進協議会(骨子案協議)
令和3年1月	市町村からのサービス見込量最終報告
令和3年2月5日	第2回県自立支援協議会(素案協議)
令和3年2月9日	第2回県障害者施策推進協議会(素案協議)
令和3年2月～3月	パブリックコメント実施
令和3年3月	県議会環境厚生委員会へ計画案説明
令和3年3月末	第6期障害福祉計画決定

【巻末資料】第1 圏域ごとの障害福祉サービス見込量

第1節 鹿児島圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	40,470	44,452	46,827	49,269	51,837	54,540
	人	1,313	1,358	1,376	1,448	1,523	1,601
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	38,958	39,144	39,161	39,809	40,466	41,135
	人	1,946	1,950	1,942	1,973	2,004	2,035
自立訓練（機能訓練）	人日	368	246	233	241	249	256
	人	19	12	12	13	14	14
自立訓練（生活訓練）	人日	1,658	1,477	1,475	1,551	1,632	1,717
	人	145	134	135	139	144	149
就労移行支援	人日	2,903	2,926	3,385	3,564	3,753	3,951
	人	185	180	198	214	229	246
就労継続支援（A型）	人日	11,350	11,831	11,981	12,249	12,522	12,800
	人	600	624	624	639	655	671
就労継続支援（B型）	人日	36,365	39,166	41,605	43,458	45,393	47,415
	人	2,248	2,418	2,540	2,656	2,777	2,904
就労定着支援	人	5	26	41	43	46	48
療養介護	人	149	145	142	144	145	147
短期入所（福祉型）	人日	2,335	2,374	2,052	2,107	2,161	2,216
	人	286	289	216	221	227	232
短期入所（医療型）	人日	268	282	230	241	253	265
	人	49	50	40	42	42	43
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	1	5	13	18	21	23
共同生活援助	人	714	792	860	891	923	956
施設入所支援	人	974	967	951	939	926	914
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	1,079	1,280	1,523	1,599	1,679	1,763
地域移行支援	人	4	7	7	16	18	20
地域定着支援	人	4	4	8	14	16	18

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	21,053	21,957	22,778	23,973	25,232	26,557
	人	2,469	2,606	2,596	2,737	2,884	3,040
放課後等デイサービス	人日	22,002	25,313	30,004	32,044	34,221	36,546
	人	1,992	2,347	2,677	2,863	3,061	3,273
保育所等訪問支援	人日	113	98	78	82	86	90
	人	107	89	69	73	75	78
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	1	1	1
	人	0	0	0	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	2	7	9	10	11
	人	0	1	3	7	8	9
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	842	969	1,209	1,278	1,352	1,431

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和2年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
119	111	65	19	0	85	16	20	32	137	7	1	42

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
4	61	24	65	33	31	124	163	44	0	1	54

第2節 南薩圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	1,955	2,023	2,264	2,382	2,506	2,637
	人	156	158	156	164	173	181
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	11,787	11,982	12,041	12,240	12,442	12,648
	人	578	588	587	596	605	615
自立訓練（機能訓練）	人日	48	32	0	0	0	0
	人	2	1	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日	216	269	241	253	267	280
	人	13	18	17	18	18	19
就労移行支援	人日	299	289	275	290	305	321
	人	18	18	19	20	22	23
就労継続支援（A型）	人日	1,701	1,495	1,408	1,439	1,471	1,504
	人	86	78	73	75	77	78
就労継続支援（B型）	人日	9,372	9,429	9,507	9,930	10,373	10,835
	人	539	544	546	571	597	624
就労定着支援	人	0	3	3	3	3	4
療養介護	人	40	37	39	39	40	40
短期入所（福祉型）	人日	421	444	418	429	440	451
	人	51	49	41	42	43	44
短期入所（医療型）	人日	6	9	9	9	10	10
	人	2	2	1	1	1	1
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	0	0	0	3	4	4
共同生活援助	人	219	223	230	238	247	256
施設入所支援	人	399	391	391	386	381	376
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	264	297	334	351	368	387
地域移行支援	人	1	1	1	5	8	11
地域定着支援	人	0	0	0	4	7	10

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	1,499	1,591	1,596	1,680	1,768	1,868
	人	244	275	262	276	291	307
放課後等デイサービス	人日	2,588	2,502	2,329	2,487	2,656	2,837
	人	232	252	257	275	294	314
保育所等訪問支援	人日	2	1	0	0	0	0
	人	2	1	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	4
	人	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	21	21	21
	人	0	0	0	2	2	2
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	98	89	97	103	109	115

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和2年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
15	15	5	1	0	21	8	4	5	29	0	0	14

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
0	18	10	20	5	6	12	9	5	0	0	15

第3節 北薩圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	4,064	4,227	5,367	5,647	5,941	6,251
	人	282	264	268	282	296	312
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	13,283	13,890	14,249	14,484	14,724	14,967
	人	648	683	696	707	718	729
自立訓練（機能訓練）	人日	66	97	59	61	63	65
	人	3	5	3	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人日	664	730	589	620	652	685
	人	47	45	44	45	47	48
就労移行支援	人日	887	545	405	426	449	473
	人	55	34	26	28	30	32
就労継続支援（A型）	人日	5,479	6,055	6,107	6,243	6,382	6,524
	人	281	309	307	315	322	330
就労継続支援（B型）	人日	12,141	12,641	12,954	13,531	14,133	14,763
	人	713	733	747	781	817	854
就労定着支援	人	1	2	3	3	3	4
療養介護	人	45	47	49	50	51	51
短期入所（福祉型）	人日	308	340	264	271	278	285
	人	56	60	39	40	41	42
短期入所（医療型）	人日	28	40	13	14	14	15
	人	5	6	2	2	2	2
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	0	1	5	14	14	14
共同生活援助	人	290	313	326	338	350	362
施設入所支援	人	498	487	499	492	486	480
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	377	438	495	520	546	573
地域移行支援	人	1	1	0	7	9	11
地域定着支援	人	0	1	3	7	8	9

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	3,385	3,649	3,598	3,787	3,986	4,195
	人	417	453	444	468	493	520
放課後等デイサービス	人日	3,366	3,704	4,066	4,342	4,637	4,952
	人	270	319	354	378	405	433
保育所等訪問支援	人日	23	44	64	67	70	73
	人	21	38	54	56	58	60
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	58	83	103
	人	0	0	0	6	8	12
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	4	32	32	33
	人	0	0	1	5	5	6
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	202	218	248	263	278	294

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和2年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
29	28	12	3	0	19	6	9	16	32	2	0	12

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
2	17	8	28	4	5	17	21	4	0	1	23

第4節 始良・伊佐圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	5,205	4,659	4,639	4,881	5,135	5,403
	人	245	241	229	241	253	266
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	13,500	13,939	14,198	14,432	14,671	14,913
	人	681	701	710	721	732	744
自立訓練（機能訓練）	人日	45	72	74	76	79	81
	人	2	4	7	7	7	8
自立訓練（生活訓練）	人日	535	580	514	541	569	598
	人	40	41	34	35	36	37
就労移行支援	人日	807	718	796	838	882	929
	人	49	43	44	48	52	56
就労継続支援（A型）	人日	4,058	3,941	3,963	4,051	4,141	4,234
	人	217	207	209	215	220	226
就労継続支援（B型）	人日	11,828	12,883	13,594	14,199	14,832	15,492
	人	683	744	787	823	861	900
就労定着支援	人	0	5	10	11	11	12
療養介護	人	92	95	96	97	98	98
短期入所（福祉型）	人日	448	492	424	435	446	457
	人	56	77	62	63	65	67
短期入所（医療型）	人日	101	110	47	49	52	54
	人	17	17	5	5	5	5
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	0	0	1	4	4	5
共同生活援助	人	350	368	390	404	419	434
施設入所支援	人	418	424	415	410	404	399
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	287	346	400	420	441	463
地域移行支援	人	2	1	4	13	17	26
地域定着支援	人	1	0	0	7	11	16

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	4,002	4,337	4,775	5,026	5,290	5,567
	人	609	663	687	724	763	804
放課後等デイサービス	人日	6,396	7,264	8,466	9,041	9,655	10,311
	人	722	831	930	994	1,063	1,137
保育所等訪問支援	人日	47	85	157	164	172	180
	人	36	66	108	112	116	121
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	8	46	61
	人	0	0	0	1	4	5
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	8	8	12
	人	0	0	0	3	3	4
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	277	365	479	507	537	568

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和2年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
30	29	13	3	0	29	6	7	14	40	1	3	19

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
1	31	8	30	8	7	32	51	9	0	0	22

第5節 大隅圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	4,398	4,523	4,785	5,034	5,297	5,573
	人	251	255	250	263	276	291
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	18,106	18,175	18,481	18,786	19,096	19,412
	人	905	907	917	931	946	960
自立訓練（機能訓練）	人日	48	35	20	21	21	22
	人	3	2	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日	384	294	288	303	319	335
	人	25	20	18	19	19	20
就労移行支援	人日	693	581	673	709	746	786
	人	39	32	36	39	41	44
就労継続支援（A型）	人日	2,530	2,020	1,865	1,907	1,949	1,992
	人	129	104	97	99	102	104
就労継続支援（B型）	人日	16,919	18,259	19,444	20,310	21,214	22,159
	人	968	1,043	1,104	1,154	1,207	1,262
就労定着支援	人	1	7	10	11	11	12
療養介護	人	73	75	73	74	74	75
短期入所（福祉型）	人日	533	523	400	410	421	432
	人	76	76	47	48	49	50
短期入所（医療型）	人日	14	9	5	5	5	6
	人	2	2	1	1	1	1
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人	357	375	401	415	430	446
施設入所支援	人	678	672	662	653	645	636
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	438	473	544	571	600	630
地域移行支援	人	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1	0	0	1

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	2,233	2,382	2,331	2,453	2,582	2,718
	人	414	454	416	438	462	487
放課後等デイサービス	人日	4,786	5,984	7,156	7,642	8,161	8,716
	人	396	478	562	601	642	687
保育所等訪問支援	人日	38	30	38	40	42	44
	人	39	28	29	30	31	32
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	41	41	41
	人	0	0	0	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	25	25	25
	人	0	0	0	5	5	5
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	188	207	247	261	277	293

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和2年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
37	37	6	4	0	34	6	8	8	55	1	0	26

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
0	30	16	24	9	9	20	38	8	0	2	18

第6節 熊毛圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	979	936	1,009	1,062	1,117	1,175
	人	46	45	44	46	49	51
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	3,383	3,374	3,446	3,503	3,561	3,620
	人	164	162	164	167	169	172
自立訓練（機能訓練）	人日	0	27	38	39	40	42
	人	0	1	2	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日	58	45	7	7	8	8
	人	4	4	1	1	1	1
就労移行支援	人日	194	122	119	125	132	139
	人	10	6	7	8	8	9
就労継続支援（A型）	人日	281	232	230	235	240	246
	人	14	11	11	11	12	12
就労継続支援（B型）	人日	3,484	3,863	4,177	4,363	4,557	4,760
	人	194	217	236	247	258	270
就労定着支援	人	1	0	0	0	0	0
療養介護	人	20	19	19	19	19	19
短期入所（福祉型）	人日	31	64	20	21	21	22
	人	3	6	3	3	3	3
短期入所（医療型）	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	0	0	0	3	4	4
共同生活援助	人	161	170	179	185	192	199
施設入所支援	人	122	123	126	124	123	121
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	68	86	113	119	125	131
地域移行支援	人	0	0	0	3	5	6
地域定着支援	人	1	0	0	3	5	6

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	291	209	216	227	239	252
	人	40	36	31	33	34	36
放課後等デイサービス	人日	386	227	383	409	437	466
	人	44	32	48	51	55	59
保育所等訪問支援	人日	18	15	14	15	15	16
	人	18	15	14	15	15	16
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	37	32	41	43	46	49

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和2年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
9	7	1	1	0	4	0	2	1	9	0	0	2

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
0	8	2	4	2	2	3	3	1	0	0	4

第7節 奄美圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護	時間	6,609	7,740	9,428	9,920	10,437	10,981
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	324	338	345	363	381	401
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	9,742	9,883	10,064	10,230	10,399	10,571
	人	500	506	512	520	528	536
自立訓練（機能訓練）	人日	94	58	33	34	35	36
	人	12	7	4	4	4	4
自立訓練（生活訓練）	人日	357	406	257	270	284	299
	人	21	22	15	15	16	17
就労移行支援	人日	1,139	828	542	571	601	633
	人	65	46	31	33	36	38
就労継続支援（A型）	人日	414	544	621	635	649	663
	人	24	31	35	36	37	38
就労継続支援（B型）	人日	9,792	11,358	11,429	11,938	12,470	13,025
	人	574	659	674	705	737	771
就労定着支援	人	2	9	11	12	12	13
療養介護	人	39	38	37	37	38	38
短期入所（福祉型）	人日	414	520	541	555	569	584
	人	41	46	41	42	43	44
短期入所（医療型）	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	0	0	0	7	10	12
共同生活援助	人	161	183	182	189	195	202
施設入所支援	人	348	347	344	340	335	331
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	421	461	499	524	550	578
地域移行支援	人	0	0	0	6	7	10
地域定着支援	人	0	0	0	5	6	9

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	1,619	1,734	1,843	1,940	2,042	2,149
	人	205	204	201	212	223	235
放課後等デイサービス	人日	2,375	3,039	3,547	3,788	4,045	4,320
	人	212	280	325	347	371	397
保育所等訪問支援	人日	68	101	120	126	132	138
	人	61	90	110	114	119	123
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	21	21	21
	人	0	0	0	1	1	2
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	42	42	43
	人	0	0	0	4	4	5
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	104	101	160	169	179	190

※ 令和2年度実績は、令和2年4月から9月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和2年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
38	37	14	1	0	16	7	5	4	33	1	0	12

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
0	8	8	36	2	2	14	19	10	0	0	34

【巻末資料】第2 障害福祉サービス等の種類と内容

区分	種類	内容
訪問系	居宅介護	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系	共同生活援助	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅の訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

区分	種類	内容
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者等を対象として、サービス等利用計画作成の支援、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
	地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
	地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

区分	種類	内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	障害児が集団生活をする保育所等を訪問し、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児入所支援	障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の訓練及び治療を行います。	
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する全ての障害児等を対象として、障害児支援利用計画作成の支援、支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。	

【巻末資料】第3 各市町村における障害児支援体制の整備に係る成果目標

市町村	児童発達支援センターの1か所以上の設置	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置
鹿児島市	○	○	○	○	○	○
鹿屋市	○	○	○	○	○	圏域
枕崎市	○	○	○	○	○	○
阿久根市	○	○	圏域	圏域	○	○
出水市	○	○	○	○	○	圏域
指宿市	○	○	圏域	圏域	○	○
西之表市	圏域	圏域	圏域	圏域	○	○
垂水市	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
薩摩川内市	○	○	○	○	○	○
日置市	○	○	○	○	○	○
曾於市	○	○	○	○	○	○
霧島市	○	○	○	○	○	○
いちき串木野市	○	○	○	○	○	○
南さつま市	○	○	圏域	圏域	○	○
志布志市	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
奄美市	圏域	圏域	圏域	圏域	○	○
南九州市	○	○	○	○	○	○
伊佐市	○	○	○	○	○	○
始良市	○	○	○	○	○	○
三島村	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定
十島村	○	未設定	未設定	未設定	○	未設定
さつま町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	○
長島町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	○
湧水町	○	圏域	圏域	圏域	○	圏域
大崎町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
東串良町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
錦江町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
南大隅町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
肝付町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
中種子町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	○
南種子町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
屋久島町	○	○	○	○	○	○
大和村	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
宇検村	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
瀬戸内町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	○
龍郷町	圏域	○	圏域	圏域	○	圏域
喜界町	○	○	○	○	○	○
徳之島町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
天城町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
伊仙町	圏域	圏域	圏域	圏域	○	圏域
和泊町	○	○	○	○	○	○
知名町	○	圏域	圏域	○	○	圏域
与論町	未設定	未設定	未設定	○	○	○

※1 R3.1 調査結果に基づく

※2 「○」は市町村単独設置予定自治体、「圏域」は圏域単位設置予定自治体

鹿児島県第6期障害福祉計画
(令和3年度～令和5年度)
令和3年3月作成

発行：鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課
〒890—8577 鹿児島市鴨池新町10-1
電 話 (099) 286-2111
FAX (099) 286-5558